平成 21 年度版

むろらんの環境

―はじめよう地球にやさしいくらし―

入江臨海公園からの眺め

室　　蘭　　市

刊行にあたって

室蘭市は天然の良港を背景とし、古くから北海道を代表する重化学工業都市として発展してきました。

一方で本市を取り巻く環境は、都市の発展と共に、大気汚染、水質汚濁などの環境汚染が問題となるなど、その対策に苦慮した時期もありましたが、各種規制や企業の協力等により、大きく改善されました。

しかしながら、近年の環境の状況を見ますと、交通公害や廃棄物問題などの都市型・生活型公害とともに、地球温暖化が大きな問題となっており、平成20年9月に開催された「北海道洞爺湖サミット」では、温室効果ガス削減に向けた議論が各国間で交わされ、平成21年末に開かれた「気候変動枠組条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）」では、110人以上に及ぶ各国の首脳陣が参集し、議論が交わされるなど、より一層の温暖化対策が求められています。

このような状況の中で、良好な環境を確保し、これを次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境についての理解と認識を深め、日常生活の中での環境にやさしい行動が、地球全体の環境に貢献することとなるという意識を持ち、実践することが大切です。

本市では、平成18年3月に制定した「室蘭市環境基本条例」に基づき、「室蘭市環境基本計画」を平成21年3月に策定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。また、ＰＣＢ廃棄物処理事業や廃プラスチックのリサイクル事業などの、地球環境負荷の低減に貢献する環境関連産業の展開に向けた取り組みなども進め、循環を基調とした持続可能な社会システムの実現や自然と人との共生などを視野に、より一層環境に配慮したまちづくりを進めていかなければならないものと考えています。

本書は平成20年度における室蘭の環境について、概要をまとめたものです。是非ご一読いただき、環境へのご理解を深めていただきたいと存じます。

平成22年2月

室蘭市長　新　宮　正　志

目　　次

第１章　　総　　論
第１節　　市勢の概況 ---------- 1
１．地　　勢 ---------- 1
２．産　　業 ---------- 1
３．都市環境 ---------- 2
第２節　　環境行政の概要 ---------- 3
１．環境基本条例 ---------- 3
２．環境基本計画 ---------- 3
３．組　　織 ---------- 5
４．公害防止協定 ---------- 5
５．大気汚染監視測定体制 ---------- 6
６．大気汚染測定項目一覧 ---------- 6
７．室蘭市大気汚染常時監視テレメータシステム ---------- 7
第３節　　気象の概要 ---------- 8
１．気象の概況（室蘭地方気象台調べ） ---------- 8
２．月別風向頻度表 ---------- 9
３．市内風配図 ---------- 12

第２章　　環境の現況 ---------- 13
第１節　公害の現況 ---------- 13
１．公害とは ---------- 13
２．公害の種類 ---------- 13
３．公害苦情の現況 ---------- 14
第２節　大気汚染 ---------- 15
１．大気汚染測定監視 ---------- 15
２．二酸化いおう濃度測定結果---------- 16
３．二酸化窒素濃度測定結果 ---------- 17
４．オキシダント濃度測定結果 ---------- 18
５．一酸化炭素濃度測定結果 ---------- 19
６．浮遊粒子状物質濃度測定結果 ---------- 20
７．降下ばいじん量測定結果 ---------- 21
８．有害大気汚染物質調査結果 ---------- 23
９．ダイオキシン類調査結果 ---------- 25
１０．酸性雨調査結果 ---------- 26
１１．アスベスト（石綿）対策 ---------- 27

第３節　水質汚濁 ---------- 28
１．室蘭港海水調査 ---------- 29
２．河川水調査 ---------- 33
３．ゴルフ場排水について ---------- 33
第４節　騒音 ---------- 34
１．環境騒音測定結果 ---------- 35

第３章　環境啓発及び活動支援 ---------- 36
第１節　環境啓発及び活動支援 ---------- 36
１．環境月間 ---------- 36
２．広報紙やホームページによる情報提供 ---------- 37
３．環境ビデオ等の貸し出し ---------- 37
４．こどもエコクラブ ---------- 38
５．環境家計簿の作成・配布 ---------- 38
６．出前講座・エコライフ普及・啓発事業 ---------- 39
７．エコライフに取り組みましょう ---------- 40
８．リサイクル協働市民協議会 ---------- 42
第２節　事業者としての取組み ---------- 43
１．室蘭市役所エコオフィスプラン ---------- 43
２．室蘭市エコ・チャレンジ通勤 ---------- 44
３．グリーン購入の推進 ---------- 45

参考資料
１．環境基準 ---------- 46
（１） 大気汚染に係る環境基準 ---------- 46
（２） ダイオキシン類に係る環境基準 ---------- 47
（３） 水質汚濁に係る環境基準（室蘭市関係分） ---------- 48
（４） 騒音に係る環境基準 ---------- 51
２．規制基準 ---------- 52
（１）騒音規制法・振動規制法に係る規制基準 ---------- 52
（２）悪臭防止法に係る規制基準 ---------- 54
（３）水質汚濁防止法に係る排水基準 ---------- 56
（ｉ）一律排水基準 ---------- 56
（ⅱ）上乗せ排水基準 ---------- 58
３．公害防止協定 ---------- 61
４．室蘭市環境基本条例 ---------- 77
５．環境行政のあゆみ ---------- 85

第１章　　総　　論

第１節　市 勢 の 概 況

１．地　　勢

（１）位　　置

東経　東 141°03′29″
　　西 140°54′42″
北緯　南　42°17′55″
　　北　42°26′05″

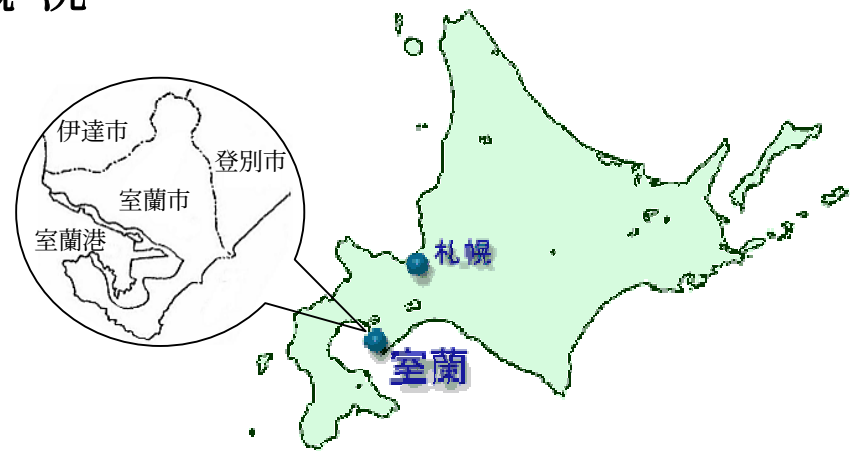

（２）人　　口　　96,050　人　　（平成21年3月31日現在）

（３）世 帯 数　　47,832　世帯　　（平成21年3月31日現在）

（４）面　　積　　80.65　㎢　　（平成21年3月31日現在）

用途地域別面積　　単位：㎢

市街化地域（35.95）							市街化調整区域
第１種低層住居専用地域	第２種低層住居専用地域	第１種中高層住居専用地域	第２種中高層住居専用地域	第１種住居地域	第２種住居地域	準住居地域	
2.90	0.09	2.65	3.62	8.72	0.97	0.29	
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域			38.52
0.94	2.01	2.99	3.46	7.31			

（平成21年3月31日現在）

２．産　　業

（１）産業人口

第１次産業人口	第２次産業人口	第３次産業人口	事業所数	製造品出荷額
71　人	13,975　人	36,763　人	167	6,342　億円

注）産業人口は、平成18年事業所企業統計調査による。
　　事業所数、製造品出荷額は、平成20年工業統計調査による。

3．都 市 環 境

(1) 公共下水道普及率

区分／年度	総 人 口 a（人）	処理区域内人口 b（人）	人口普及率 b/a(%)	計画処理区域面積 c（ha）	整備済面積 d（ha）	整備率 d/c(%)
19	96,724	95,705	98.9	2,666.0	2,538.1	95.4
20	96,050	95,082	99.0	2,660.0	2,538.5	95.4

(2) し尿収集・処理状況

区分／年度	収集対象		収集量（kℓ）		1人1日当たり排出量（ℓ）	年間処理量（kℓ）
	人口	世帯	年間	1日当たり		
19	5,969	2,955	6,659	18.2	3.1	11,105
20	5,490	2,745	5,501	15.1	2.7	9,615

(3) ごみ収集・処理状況（家庭から排出されるもの）

区分／年度	収集対象		排出量（t）		1人1日当たり排出量（g）	年間処理量（t）	
	人口	世帯	年間	1日当たり		焼却	埋立
19	96,724	47,838	18,885 (1,385)	51.7	535	18,848 (1,348)	37 (37)
20	96,050	47,832	18,012 (1,454)	49.3	514	17,993 (1,437)	19 (17)

注）（ ）内の数字は、自己搬入分です。

(4) 都市公園の現況

区分／年度	基幹公園				特殊公園		都市緑地		計		1人当り面積
	住区基幹公園		都市基幹公園								
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	㎡／人
19	99	56.3	5	71.7	2	23.7	5	218.7	111	370.4	37.6
20	100	56.5	5	71.7	2	23.7	5	218.7	112	370.6	37.7

注) 1人当たり面積は、第18回国勢調査人口（平成17年） (98,372人)による。

第2節　環 境 行 政 の 概 要

1．環 境 基 本 条 例

室蘭市では、平成18年3月に「室蘭市環境基本条例」を制定しました。

本条例は、環境に関する基本理念や、市民・事業者・市の責務、施策の基本的事項を定め、環境に大きな影響を与えている現在の私たちの生活様式や経済活動を見直し、先人の知恵や歴史に学びながら、環境に配慮した行動を心がけて良好な環境の保全と快適な環境の維持及び創造について、市民・事業者及び市の責務を明らかにし、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的にしたものです。

2．環 境 基 本 計 画

（1）計画の目的

環境基本計画は、環境基本条例で定めた目的・理念をより具体化し、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項等を定めたもので、学識経験者や各種団体推薦者、公募市民で構成する「室蘭市環境市民会議」※1での討論や、広報紙・ホームページによる素案の公表、アンケートの実施など、多くの方々の意見を参考にして、平成21年3月に策定しました。

本計画は、各施策の進捗状況等を平成22年度から作成する年次報告書（環境白書）にまとめ、「室蘭市環境保全推進会議※2」、「室蘭市環境審議会※3」や市民・事業者の意見を計画に反映させながら環境施策の一層の展開を図ることを目的としています。

◎進行管理フローチャート

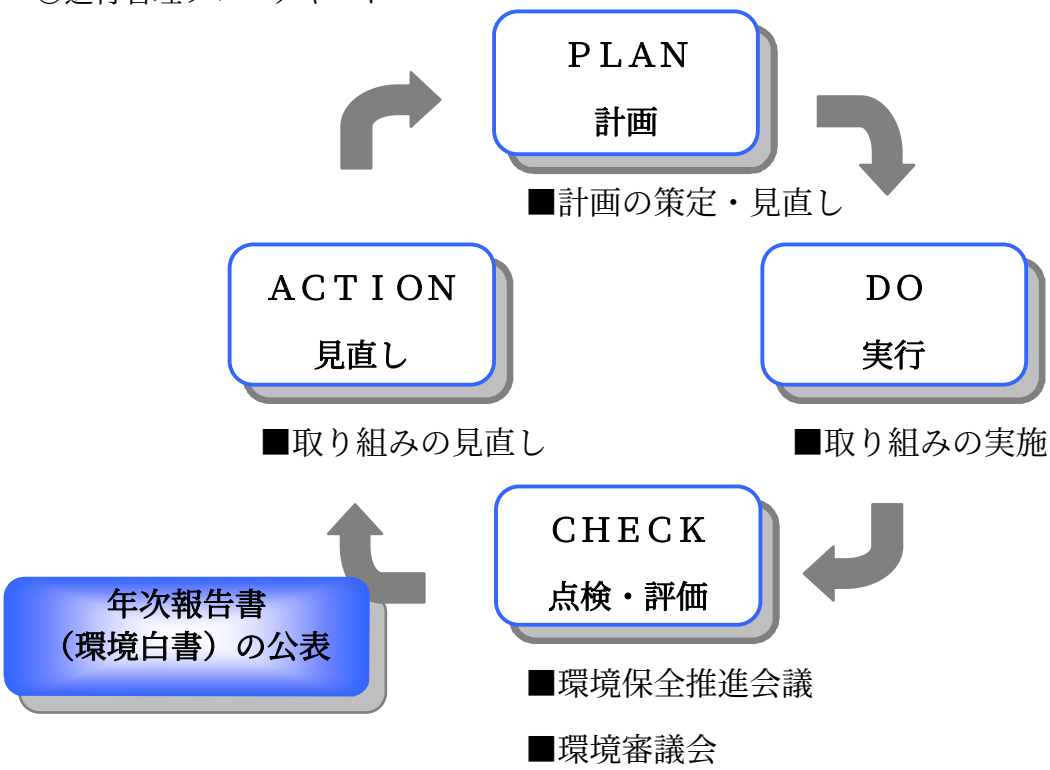

「室蘭市環境基本計画」より

（２）計画の位置付けと期間

環境基本計画は、「第5次室蘭市総合計画」（平成20年3月策定）を環境面から補てんし、本市の環境に関する個別計画や環境施策の基本となるものです。

計画期間は平成21年度から平成30年度とし、計画期間内においても、社会情勢や技術革新などにより必要に応じて見直します。

（３）計画に取り組む主体

環境基本計画は、環境基本条例第4条から第6条に基づき、「市」だけではなく、「市民」、「事業者」についても取組む主体としています。また、旅行者や滞在者についても協力を求めます。

◎環境基本計画に取り組む主体

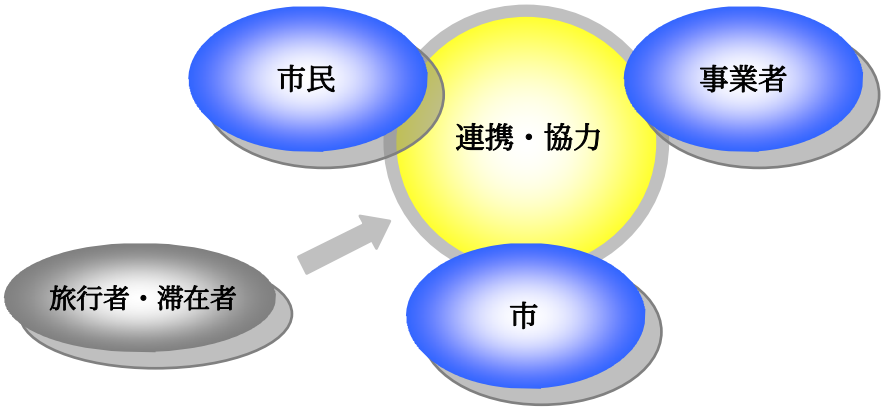

「室蘭市環境基本計画」より

※1【室蘭市環境市民会議】

環境基本条例や基本計画に市民意見を反映させるため、平成15年11月から平成21年3月まで、学識経験者、各種団体推薦者、公募市民で構成する「室蘭市環境市民会議（委員長：吉田英樹　室蘭工業大学建設システム工学科講師）」が設置されました。

※2【室蘭市環境保全推進会議】

環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした庁内会議です。

※3【室蘭市環境審議会】

平成20年11月１日に設置された諮問機関です。

室蘭市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するために設置されました。

3．組　織

年　　月	機　　構
昭和41．6	市民部－衛生課－公害係
42.10	企画部－公害課－公害係
46.12	環境衛生部－公害課－企画係・調査係
48．4	公害対策部－公害対策課－企画係・調査係・監視係・　他１係
51.10	生活環境部－公害対策課－企画係・調査係・監視係・　他１係
54．7	市民生活部－公害防災課－企画調査係・監視係・　他２係
56．4	環境衛生部－公害防災課－企画調査係・監視係・　他１係
62．7	生活環境部－生活環境課－公害対策係・　他４係
63．4	市民生活部－生活環境課－公害対策係・　他３係
平成 2．4	市民生活部－市民生活課－公害対策係・　他４係
3．7	市民生活部－環境室－環境対策課
14．4	市民生活部－環境対策課
15．7	生活環境部－環境対策課

○現在の機構　（平成21年4月）

生活環境部長 ――― 環境対策課長 ――― 主査(1) ――― 係員(2)

4．公害防止協定

本市では、公害を未然に防止するため、市内の主要企業との間に公害防止協定を締結しています。

企　　業　　名	締　結　年　月　日	備　　考
新日本石油精製㈱室蘭製油所	昭和45.10.17	増設関係文書交換方式
新日本製鐵㈱棒線事業部室蘭製鐵所	昭和46．2.25	協　定　書　方　式
㈱日本製鋼所室蘭製作所		
日鐵セメント㈱		
新日本石油精製㈱室蘭製油所		
黒崎播磨㈱室蘭石灰工場		
北海道電力㈱	昭和52．6．2	協　定　書　方　式
室蘭ゴルフ倶楽部	平成 3．1．7	協　定　書　方　式

5．大気汚染監視測定体制

昭和49年4月、大気汚染防止法に基づく政令市の指定を受け、常時監視の義務が生じたことから大気汚染常時監視テレメーターシステム（道より移管）の運用を開始ました。

年　月	大気汚染常時監視テレメーターシステムの変遷
昭和49．4	＜道より移管されたシステムを増改造し、同年11月から本格稼働＞ 測定局6局、外部表示局3局、通報受信局4局（室蘭保健所、企業3社） 測定項目5項目（硫黄酸化物、浮遊粉じん、窒素酸化物、オキシダント、風向風速）
62．3	＜パーソナルコンピューターを利用したシステムに更新＞ 測定局7局、ロビー表示局5局、企業表示局3局、測定項目5項目（変更なし）
平成 4．3	＜大気汚染常時監視測定体制の見直し＞ 測定局6局、ロビー表示局5局、企業表示局3局、測定項目6項目（一酸化炭素追加）
7．4	＜公害監視センター及び環境対策課が旧市民会館（輪西）に移転＞ ロビー表示局が3局となる。（輪西地区ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰと環境対策課の表示局を廃止）
14．3 8	ロビー表示局が4局となる。 ＜公害監視センター及び環境対策課が清掃事業所（御崎）に移転＞
19．3	＜大気汚染常時監視テレメーターシステム更新＞ ロビー表示局を廃止、市内24ヶ所の市公共端末表示に切り替え

6．大気汚染測定項目一覧

番号	測定項目／測定局(点)名	二酸化いおう	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	風向・風速	降下ばいじん	酸性雨・雪
①	港南町会館							○	
②	蘭西下水ポンプ場							○	○
③	御前水地区測定局	◎	◎	◎	◎		◎	○	
④	大沢町（室蘭新道横）							○	
⑤	輪西児童館							○	
⑥	輪西地区測定局	◎	◎	◎	◎		◎	○	
⑦	汐見地区測定局		◎	◎		◎			
⑧	東町中央公園							○	
⑨	東地区測定局	◎	◎		◎		◎		
⑩	太平橋							○	
⑪	向陽中学校							○	
⑫	港北郵便局							○	
⑬	陣屋地区測定局		◎				◎	○	
⑭	白鳥台地区測定局	◎	◎				◎	○	
⑮	だんパラ公園								○

注１．◎印は、テレメーター化されている測定装置です。
注２．番号は大気汚染測定点配置図（全ページ）中の測定位置番号

７．室蘭市大気汚染常時監視テレメータシステム

室蘭市では、大気汚染常時監視テレメータシステムを使って、市内６カ所の測定局で調査した大気汚染物質（二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素）の濃度や風向・風速等のデータを、電話回線を使って１時間ごとに自動的に収集し監視しています。

また、収集したデータは、市内 24 カ所の公共端末に転送表示するとともに、企業局にデータを提供しています。

大気汚染測定点配置図

【白鳥台地区測定局】
【陣屋地区測定局】
【御前水地区測定局】
【輪西地区測定局】
【汐見地区測定局】
【東地区測定局】

電話回線

データ収集
統計・転送

統計処理・公表（むろらんの環境など）

【中央サービスセンター】
【 室 蘭 市 市 民 会 館 】
など 24 カ所

【日本製鋼所受信局】
【新日本製鐵所受信局】
【新日本石油精製受信局】

※地図中の番号は前ページ大気汚染測定項目一覧表の番号です

第３節　気 象 の 概 要

本市は、市域の大部分が太平洋に面していることから、海流の影響を受け、昼夜並びに夏冬の温度差が内陸に比べて少なく、夏は涼しく、冬は降雪が少なく暖かな比較的温和な気候です。

室蘭地方気象台がまとめた平成20年（2008年）の観測結果によると、年間平均気温は摂氏 8.9度、最多風向は北西で、平均風速は 4.4m／秒となっています。

１．気 象 の 概 況

（室蘭地方気象台調べ）

区　分	気　温　（℃）			平均湿度（%）	降水量（㎜）		風速（m/s）		最多風向	日照時間（時間）	降雪合計（cm）	最深積雪（cm）
	平均	最高	最低		総量	日最多	平均	最大				
平成20年	8.9	28.1	-9.4	81	1009.5	130.0	4.4	17.6	北西	1761.6	130	27
１月	-2.8	4.3	-9.0	67	56.0	31.0	5.8	13.8	北西	74.1	76	24
２月	-1.9	6.5	-9.4	72	36.0	13.5	5.3	14.8	北西	126.3	39	27
３月	3.0	13.0	-3.8	78	25.5	12.0	3.8	11.7	北西	183.1	4	18
４月	6.9	18.4	0.8	75	11.5	3.5	4.1	17.3	東北東	198.7	—	—
５月	10.1	23.2	2.4	84	102.5	42.0	4.2	14.0	東北東	187.9	—	—
６月	14.2	23.5	7.0	89	94.5	49.5	3.3	10.0	東北東	178.1	—	—
７月	18.3	26.7	11.4	95	274.0	130.0	3.7	13.3	東北東	129.6	—	—
８月	19.5	28.1	13.9	91	233.5	72.5	3.7	11.0	東北東	148.2	—	—
９月	18.5	26.2	8.4	84	19.0	7.5	3.8	14.4	西北西	204.2	—	—
１０月	13.3	20.1	3.2	81	67.0	19.0	4.4	13.6	西北西	153.9	—	—
１１月	6.0	16.9	-5.2	75	39.0	7.0	5.2	17.6	北西	115.9	4	2
１２月	2.1	11.9	-8.6	79	51.0	12.0	5.7	16.1	北西	61.6	56	12

（注）１．　降雪合計及び最深積雪の年間値は、前年12月から当年 4月までの期間の集計です。
２．　最大風速は、10分間平均の最大です。

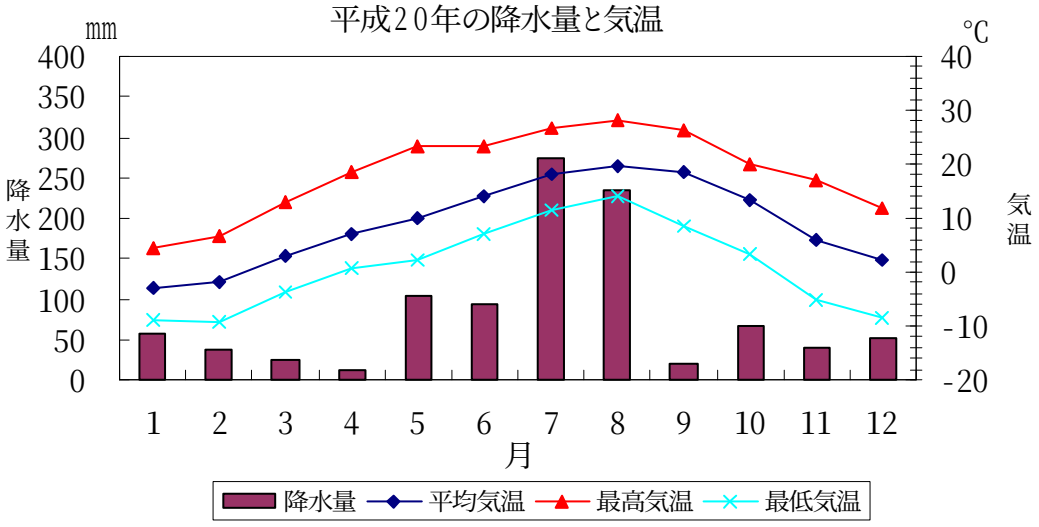

２．月別風向頻度表

（１）室蘭地方気象台　　（単位：%）

月 風向	20年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	21年 1	2	3	年度 平均
NNE	2.5	2.3	1.7	2.0	1.7	2.8	3.6	4.6	1.1	2.2	1.3	1.6	2.3
NE	5.0	5.5	4.3	12.4	6.5	3.6	4.3	2.5	2.0	3.6	1.6	3.1	4.6
ENE	22.6	17.9	24.3	38.2	19.0	15.4	9.8	2.4	3.0	7.8	5.5	11.2	14.8
E	7.6	13.4	8.9	9.9	13.6	8.2	6.3	2.2	0.7	3.2	2.4	5.8	6.9
ESE	2.5	9.5	7.6	6.5	14.4	6.5	6.7	1.3	0.5	7.0	4.3	4.2	5.9
SE	5.1	4.8	8.9	4.7	7.4	4.4	2.4	1.7	0.8	2.7	1.6	2.3	3.9
SSE	3.5	2.6	6.4	2.6	4.7	2.1	3.0	0.6	3.9	3.0	1.5	2.6	3.0
S	4.2	4.0	7.2	5.2	5.8	2.6	3.9	3.8	7.0	2.4	1.6	2.8	4.2
SSW	3.2	3.9	2.8	3.5	2.4	3.3	3.8	4.9	8.1	2.0	2.7	4.2	3.7
SW	2.5	1.6	2.6	0.5	0.9	1.3	2.0	2.1	2.2	0.9	1.5	0.8	1.6
WSW	2.8	2.4	2.2	1.1	1.7	2.1	1.3	2.8	2.0	1.3	1.9	2.2	2.0
W	5.6	6.0	3.8	2.7	2.2	7.9	8.1	7.6	3.6	5.6	7.6	8.6	5.8
WNW	11.7	10.8	7.6	2.7	6.7	16.3	19.2	21.3	22.8	18.5	22.6	26.5	15.5
NW	14.7	9.4	7.6	4.4	9.7	16.1	16.1	24.7	25.5	22.3	29.8	18.0	16.4
NNW	4.6	4.2	2.1	2.3	1.5	4.3	6.9	11.9	14.9	14.2	12.1	4.6	6.9
N	1.9	1.6	1.9	1.2	1.7	2.8	2.3	5.3	1.9	3.1	1.8	1.7	2.3
calm	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1

（２）御前水地区測定局　　（単位：%）

月 風向	20年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	21年 1	2	3	年度 平均
NNE	0.7	0.8	0.3	0.0	0.4	0.6	1.7	1.9	0.9	0.9	0.9	0.3	0.9
NE	2.4	1.5	0.7	0.3	0.7	0.8	1.3	2.2	0.8	1.1	0.7	0.7	1.1
ENE	15.6	14.2	9.0	18.4	11.6	9.4	9.0	4.6	5.6	9.8	7.3	11.1	10.5
E	17.2	23.4	28.3	39.2	28.6	23.3	14.0	7.1	3.1	8.6	5.7	9.3	17.4
ESE	9.4	9.3	13.2	8.7	16.4	9.7	7.1	5.6	1.9	6.6	3.0	5.3	8.0
SE	4.4	6.3	8.2	3.0	7.4	4.6	6.7	1.7	2.2	4.3	3.7	3.6	4.7
SSE	2.5	4.0	4.5	1.7	3.6	1.3	4.0	2.4	5.2	4.0	2.2	3.2	3.2
S	2.1	2.7	2.0	2.4	2.6	1.0	1.7	1.9	5.5	1.3	0.7	2.6	2.2
SSW	1.9	1.7	2.7	2.3	1.5	2.6	2.3	3.5	3.2	0.8	1.2	1.3	2.1
SW	2.1	1.7	1.8	0.7	0.8	0.7	0.5	1.5	1.7	0.1	1.0	1.5	1.2
WSW	2.1	3.1	0.8	1.2	0.5	0.8	2.3	1.8	1.6	0.9	2.8	1.9	1.7
W	3.1	1.9	1.7	0.8	0.7	2.9	7.8	7.5	6.5	6.5	8.9	8.8	4.7
WNW	11.1	9.3	6.6	2.8	4.7	13.1	18.7	24.0	25.7	18.4	19.3	24.7	14.8
NW	13.1	12.2	8.0	6.2	8.3	17.6	9.5	15.7	16.4	15.3	25.1	18.7	13.8
NNW	6.8	4.2	4.2	3.1	3.5	3.6	5.0	9.6	14.9	15.2	10.6	4.4	7.1
N	2.2	1.2	0.8	0.3	1.1	0.4	2.8	4.9	3.6	3.4	4.8	1.2	2.2
calm	2.2	2.4	7.7	8.9	7.7	7.5	5.4	4.2	1.1	1.5	1.9	1.8	4.4

（３）輪西地区測定局　　（単位：%）

月 風向	20年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	21年 1	2	3	年度 平均
NNE	0.4	0.9	0.7	0.0	1.2	0.4	0.5	1.9	2.4	1.9	1.6	1.5	1.1
NE	3.3	3.4	1.8	3.8	5.9	5.3	4.2	2.5	2.0	5.6	3.6	3.2	3.7
ENE	19.2	19.2	21.7	39.1	20.4	14.7	10.5	1.9	2.8	6.6	5.1	10.7	14.4
E	12.0	15.5	13.3	18.7	17.1	6.9	6.2	2.5	1.2	5.6	1.8	5.4	8.9
ESE	13.2	16.9	15.3	17.3	12.6	7.9	7.8	3.2	0.9	7.0	3.7	4.5	9.2
SE	3.8	3.9	11.4	5.4	7.8	6.0	4.6	2.6	2.0	2.4	2.8	2.8	4.6
SSE	1.8	3.2	6.0	1.9	5.8	3.3	4.4	3.2	3.4	2.0	1.3	3.7	3.4
S	0.7	0.8	0.8	0.3	3.1	1.9	3.1	2.4	6.5	1.9	0.7	1.5	2.0
SSW	1.0	1.2	1.4	0.4	1.5	2.1	2.3	3.9	5.5	1.2	1.2	1.5	1.9
SW	3.6	3.5	4.5	1.3	2.4	3.6	3.8	5.3	3.2	1.6	1.9	3.1	3.2
WSW	15.9	10.8	10.0	4.7	8.1	12.9	13.7	10.8	7.8	7.5	11.3	13.0	10.5
W	12.9	14.7	8.8	3.9	7.1	17.2	19.8	21.3	22.8	19.1	19.8	26.4	16.1
WNW	5.7	2.0	1.8	1.3	2.3	4.6	4.4	12.0	12.0	10.1	14.2	10.3	6.7
NW	3.2	0.9	0.4	0.4	2.0	4.7	4.0	13.4	15.2	15.7	19.4	6.9	7.1
NNW	0.6	0.1	0.3	0.1	0.3	1.0	3.8	4.0	7.9	6.2	5.4	1.5	2.6
N	0.4	0.5	0.0	0.1	0.4	0.4	0.8	1.1	1.2	0.4	1.3	0.4	0.6
calm	2.4	2.3	2.2	1.2	1.9	6.9	6.2	8.1	3.1	4.6	4.8	4.1	4.0

（４）東地区測定局　　（単位：%）

月 風向	20年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	21年 1	2	3	年度 平均
NNE	2.4	1.6	0.8	0.7	1.3	6.4	7.4	9.9	3.4	3.0	3.3	3.5	3.7
NE	21.4	19.6	11.3	22.0	11.8	16.7	16.1	9.3	14.5	9.1	10.1	15.3	14.9
ENE	9.9	14.7	16.2	29.0	21.9	10.7	8.1	1.8	4.2	2.8	3.1	6.2	10.7
E	5.8	6.5	8.0	9.5	5.6	4.3	2.3	0.8	1.5	1.2	1.3	1.5	4.0
ESE	4.6	9.8	10.6	11.0	12.5	5.1	4.2	0.6	5.9	1.9	2.1	2.3	5.8
SE	1.7	3.5	4.6	4.6	4.6	2.8	1.7	0.7	1.7	0.7	0.7	0.8	2.3
SSE	5.0	4.3	8.3	5.5	8.3	3.9	4.7	2.2	2.2	3.4	3.7	2.4	4.3
S	2.6	3.6	9.0	4.6	5.4	2.8	3.1	1.8	1.3	1.2	1.3	3.5	3.5
SSW	1.7	1.3	3.8	1.3	2.8	1.3	1.3	0.8	0.7	0.5	0.6	1.9	1.8
SW	1.0	0.8	1.7	0.5	1.3	0.6	1.3	1.4	0.7	0.7	0.7	1.1	1.2
WSW	1.3	2.0	0.8	0.0	0.8	0.8	1.2	2.2	1.2	1.7	1.9	1.5	1.5
W	13.2	10.5	5.9	1.3	2.2	5.0	8.5	8.2	3.5	6.0	6.7	10.9	6.8
WNW	21.3	15.5	12.9	5.1	12.5	23.1	23.7	30.4	27.4	23.4	25.9	33.3	21.7
NW	4.0	2.6	2.5	1.3	3.2	8.6	7.0	16.3	16.7	19.4	21.5	9.8	9.3
NNW	1.3	1.1	0.7	0.9	1.9	3.5	5.2	7.4	11.3	11.6	12.8	4.2	5.0
N	0.4	1.1	0.8	0.0	0.5	2.5	2.8	5.0	2.6	3.1	3.4	0.8	1.9
calm	2.6	1.5	2.4	2.4	3.2	2.1	1.3	1.3	0.9	0.7	0.7	1.1	1.7

（５）陣屋地区測定局　　（単位：%）

月 風向	20年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	21年 1	2	3	年度 平均
NNE	10.1	11.4	6.4	6.9	12.0	10.7	12.1	9.2	7.3	11.3	10.7	9.8	9.8
NE	6.8	7.4	5.3	9.5	8.2	5.7	5.5	4.6	6.0	9.3	6.0	8.4	6.9
ENE	7.2	11.3	8.5	11.3	8.6	4.4	3.5	1.7	2.8	5.2	1.9	6.0	6.1
E	8.9	8.1	8.1	9.0	8.9	3.6	3.2	0.6	1.3	1.6	2.1	3.1	4.9
ESE	6.1	4.3	9.0	11.0	7.8	4.3	2.2	0.4	1.1	1.1	0.1	2.0	4.1
SE	5.1	5.0	8.0	9.4	6.3	3.8	2.2	0.4	1.2	0.4	0.9	1.1	3.7
SSE	5.7	5.6	11.2	9.4	5.0	3.5	1.7	2.1	2.7	1.5	0.9	1.8	4.3
S	4.9	3.5	3.4	3.8	1.5	1.0	1.5	1.9	2.0	0.5	0.4	0.8	2.1
SSW	2.5	2.0	1.5	1.5	0.4	1.0	0.5	0.4	0.8	0.5	0.3	0.4	1.0
SW	1.8	2.4	0.7	0.8	1.5	1.7	1.2	1.9	0.9	0.8	0.7	3.0	1.5
WSW	6.0	4.2	1.7	0.9	0.9	3.5	4.3	7.1	6.9	7.7	10.3	12.8	5.5
W	6.9	4.2	2.4	0.4	0.4	2.5	5.9	10.4	10.6	9.1	13.7	18.0	7.0
WNW	5.1	5.1	1.1	1.1	2.2	4.6	7.5	11.8	11.8	9.1	17.1	8.7	7.0
NW	6.5	6.2	5.9	3.2	5.2	11.7	8.9	11.9	16.5	10.5	12.8	9.3	9.0
NNW	4.9	7.4	9.5	4.4	8.7	11.7	11.6	11.8	13.3	11.6	8.2	4.5	9.0
N	9.3	9.3	9.8	6.7	12.0	22.1	25.3	20.7	12.8	14.0	10.1	8.0	13.3
calm	2.1	2.7	7.8	10.6	10.5	4.4	3.0	3.1	0.4	3.0	2.5	3.5	4.5

（６）白鳥台地区測定局　　（単位：%）

月 風向	20年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	21年 1	2	3	年度 平均
NNE	0.0	0.8	0.1	0.3	0.3	0.6	1.9	1.8	1.1	0.8	0.1	0.8	0.7
NE	0.6	0.4	1.7	1.1	1.2	2.5	5.1	3.3	0.9	1.1	0.4	1.1	1.6
ENE	1.9	3.1	2.5	3.9	4.2	3.3	2.6	1.5	1.2	2.2	1.6	1.2	2.4
E	11.3	10.8	14.6	19.0	15.7	12.1	5.8	1.9	2.4	7.4	4.9	7.1	9.4
ESE	19.4	28.1	19.9	25.7	27.0	13.5	13.4	3.1	4.6	11.0	7.9	13.4	15.7
SE	9.0	6.0	7.9	4.8	9.0	4.4	6.0	2.5	6.2	5.4	3.0	5.5	5.8
SSE	4.6	2.3	3.2	1.5	2.0	1.8	1.6	1.9	3.8	1.1	0.9	0.8	2.1
S	1.3	2.0	1.5	1.2	0.7	0.6	0.4	1.0	1.2	0.4	0.3	0.4	0.9
SSW	1.1	2.2	2.2	1.3	0.4	0.7	0.0	1.1	1.9	0.3	0.4	0.9	1.1
SW	1.8	1.5	0.7	0.9	0.5	1.7	1.5	1.3	1.6	0.7	0.9	2.2	1.3
WSW	3.5	3.6	3.4	2.3	1.2	1.0	2.2	2.6	2.7	1.7	1.8	3.0	2.4
W	6.1	7.1	5.3	3.5	2.0	9.0	16.8	15.7	12.5	12.4	15.1	20.2	10.5
WNW	14.0	9.3	6.3	3.5	5.4	11.8	12.8	16.8	18.4	12.5	20.1	18.0	12.4
NW	14.2	9.9	12.1	6.3	9.4	13.8	8.2	16.0	16.0	14.2	21.5	13.6	12.8
NNW	8.9	11.3	9.3	7.8	10.6	13.9	15.6	21.4	22.2	22.6	17.0	8.1	14.0
N	1.8	0.9	1.4	1.3	1.7	5.1	4.6	7.8	3.1	4.8	3.6	3.1	3.3
calm	0.6	0.7	8.4	15.6	8.6	4.3	1.6	0.1	0.3	0.8	0.6	0.7	3.5

３．市内風配図（外周値 30%）

第２章　　環　境　の　現　況

第１節　公害の現況

１．公害とは

公害とは　？

事業活動や、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境注）に係る被害が生ずることをいう。

（環境基本法第2条第3項）

注）生 活 環 境：人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。

２．公害の種類

公　害　の　種　類	
典型7公害	公害防止など、環境を守るための基本的なことがらを定めた法律として『環境基本法』があります。 この法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の7種類を『典型7公害』と呼んでいます。
大 気 汚 染	大気中に有害な汚染物質が排出されることにより、人の生命や健康、快適な生活環境がそこなわれたり、動植物などに悪影響をもたらす現象。
水 質 汚 濁	水中に有害な汚染物質が排出されることにより、人の生命や健康、快適な生活環境がそこなわれたり、動植物などに悪影響をもたらす現象。（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）
土 壌 汚 染	土壌中に有害物質が蓄積し、人の生命や健康、快適な生活環境がそこなわれたり、動植物などに悪影響をもたらす現象。　地下水汚染の原因ともなる。
騒　　音 振　　動	作業等に伴って発生する音又は振動で、不快感あるいは生理的障害を与える現象。
地 盤 沈 下	地下水の汲み上げ等による地盤の沈下現象。 （鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）
悪　　臭	大気中に悪臭物質が排出されることにより、不快感あるいは生理的障害を与える現象。

3．公 害 苦 情 の 現 況

平成20年度の公害苦情件数は32件で、ばい煙が5件、粉じんが7件、騒音が5件、振動が2件、悪臭が11件、水質1件、その他1件となっています。

解体工事に伴う騒音の苦情、野焼き行為、焚き火、薪ストーブのにおいに関する悪臭の苦情が多くを占めています。

特徴的なのは、ばい煙、悪臭に関する苦情の多くが廃棄物の焼却や薪ストーブに伴う煙に関する苦情です。

平成13年 4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、法の処理基準に従って行う場合や公益上・社会の慣習上やむを得ない場合などを除き、廃棄物は焼却出来ないこととなりましたので、法律の趣旨に基づき指導を強化しています。

近年の公害苦情は、一般的に次のような特徴があります。

①公害関係法の適用対象外や違反に当たらないものが多い。

②「うるさい」「臭い」などの感覚的・心理的な被害を訴えるものの割合が高い。（都市・生活型公害）

③家庭生活など近隣関係の苦情が多い。

苦情が寄せられた場合は、直ちに現場での調査を行い、原因究明に当たるとともに、発生源が明らかな場合は、原因者に対して関係法令等に基づく指導等を行っています。

年度別公害苦情処理件数の推移

年　度	16	17	18	19	20
ば い 煙	10	3	1	5	5
粉 じ ん	3	13	3	6	7
悪　臭	15	9	9	12	11
騒　音	8	7	5	5	5
振　動	1	1	1	2	2
水　質	4	0	1	1	1
そ の 他	0	0	1	0	1
合　計	41	33	21	31	32

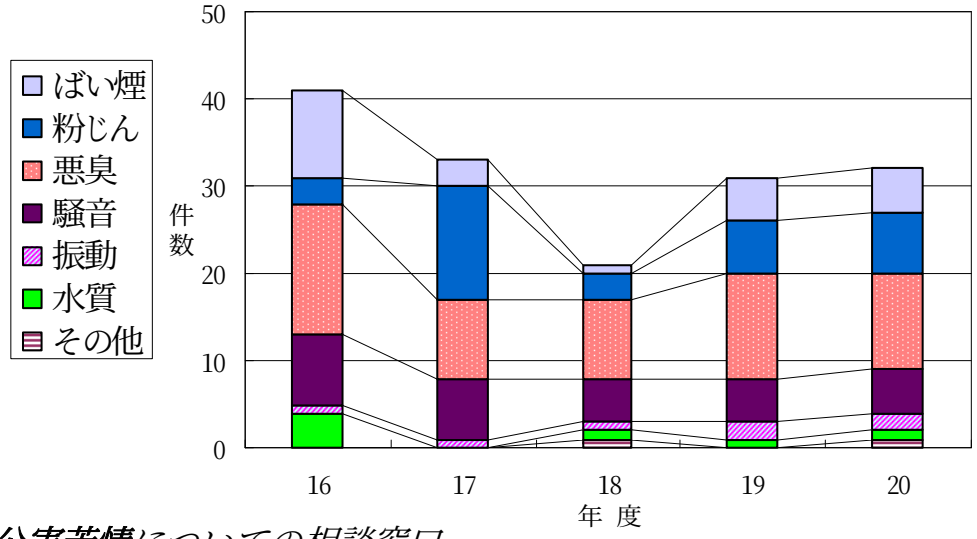

○*公害苦情についての相談窓口*

生活環境部　環境対策課　　室蘭市御崎町１－７５－７

TEL　２３－２２２５、　FAX　２３－２２２１

第２節　大 気 汚 染

１．大気汚染測定監視

大気汚染は、自動車の排気ガスや工場・事業場などから排出される汚染物質によって引き起こされる現象です。

大気汚染物質としては、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素などがあり、その濃度によっては、人間や動植物の生態に悪影響を及ぼします。

これらの物質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

室蘭市では市内６ヵ所の常時監視測定局（6 ページの大気汚染測定点図を参照、③⑥⑦⑨⑬⑭）において、これら汚染物質の測定を実施しています。

大気汚染常時監視測定局（6 カ所）

データ転送

監視センター

監視

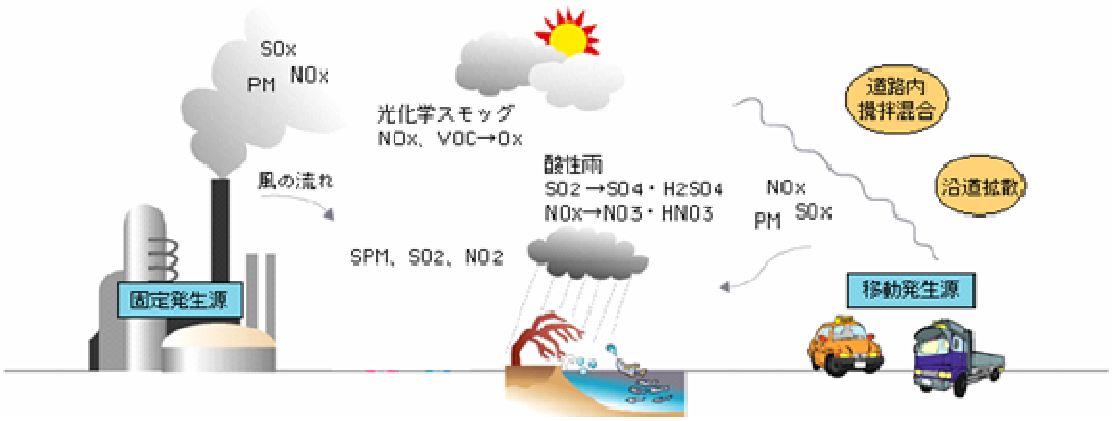

2．二酸化いおう濃度測定結果

市内4ヵ所の測定局で実施している自動測定の結果では、短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成しています。

長期的評価である1日平均値の2%除外値は基準値の2分の1以下で推移しています。

年度	項目 ＼ 測定局	短期的評価				長期的評価		
		1時間値が0.1ppmを越えた時間数とその割合		1日平均値が0.04ppmを越えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価に基づく環境基準の適否
		時間	%	日	%	ppm	有･無	適○・否×
19	御前水地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.017	無	○
	輪西地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.014	無	○
	東地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.009	無	○
	白鳥台地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.009	無	○
20	御前水地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.016	無	○
	輪西地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.011	無	○
	東地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.008	無	○
	白鳥台地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.008	無	○

（二酸化いおうに係る環境基準による大気汚染の評価）

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
長期的評価：1日平均値の測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値0.04ppmを越える日が2日以上連続しないこと。

二酸化いおうとは？

硫黄を含む燃料などが燃焼するときに発生するもので、“亜硫酸ガス”とも言い、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼします。

主な発生源は、工場等で燃焼される石油、石炭などの燃料ですが、現在は硫黄分の低い燃料や排ガス処理技術の開発が進み、その発生量はかなり抑制されています。

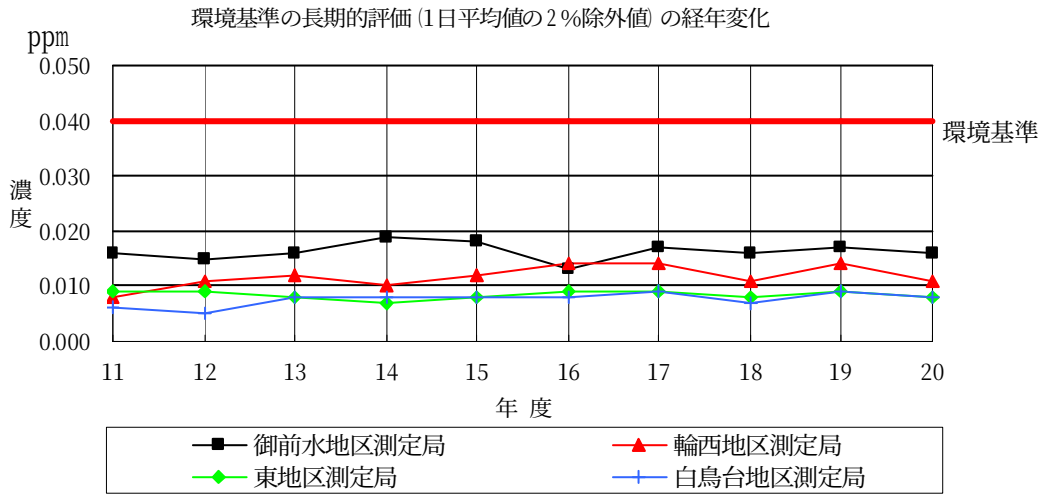

3．二酸化窒素濃度測定結果

市内3ヵ所の測定局で実施している自動測定の結果では、短期的評価・長期的評価ともに環境基準を達成しており、基準値の概ね2分の1以下の数値で推移しています。

年度	項目／測定局	1日平均値の年間98%値 (ppm)	環境基準の適否 (適○・否×)	※参考 年平均値 (ppm)
19	御前水地区測定局	0.018	○	0.008
	輪西地区測定局	0.031	○	0.015
	汐見地区測定局	0.034	○	0.018
20	御前水地区測定局	0.018	○	0.008
	輪西地区測定局	0.026	○	0.012
	汐見地区測定局	0.034	○	0.016

（二酸化窒素に係る環境基準による大気汚染の評価）

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
長期的評価：1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

二酸化窒素とは？

石炭、石油など、物の燃焼にともなって発生する窒素酸化物の一つで、高濃度になると眼を刺激し、呼吸器に障害を起こします。

主な発生源としては、工場、ビル、自動車などですが、空気中には大量の窒素が存在するため、あらゆる物の燃焼にともなって発生し、しかも、燃焼状態が良好で、効率良く燃焼しているときほど多く発生するため、対策を難しくしています。

環境基準の長期的評価（1日平均値の年間98%値）の経年変化

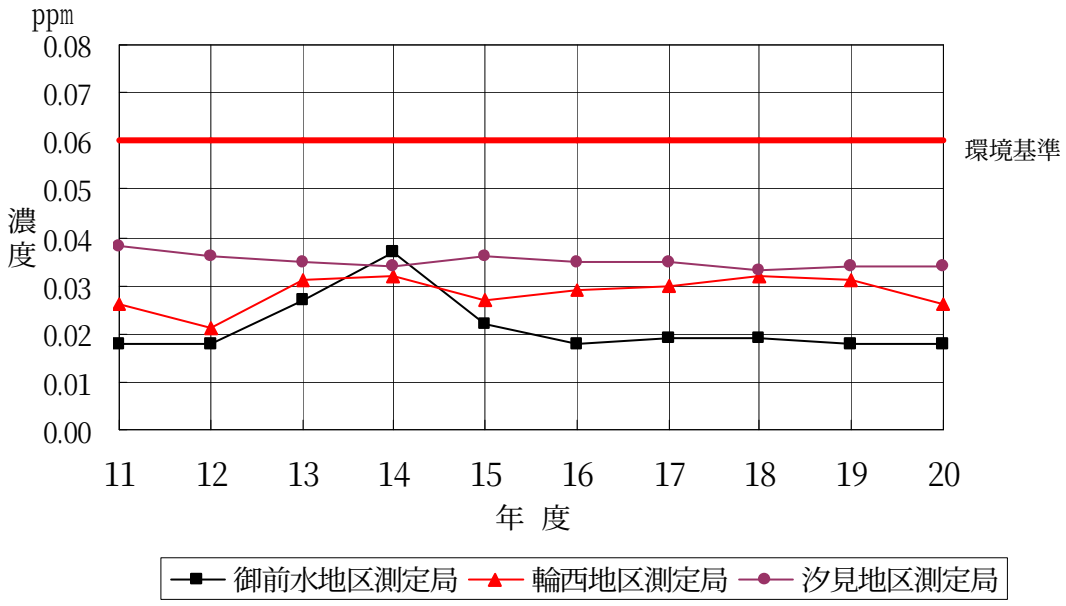

４．オキシダント濃度測定結果

市内3ヵ所の測定局で実施している自動測定の結果では、近年ほぼ横ばいの傾向を示しています。

環境基準は、昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値が、0.06ppmを越えないこととなっておりますが、例年、春先に僅かに越える濃度を示すものの、法に定める緊急時における注意報の発令濃度（1時間値0.12ppm）を充分に下回っています。

年度	項目／測定局	昼間の１時間値が0.06 ppmを越えた時間数とその割合		※ 参 考 昼間の１時間値が0.06 ppmを越えた日数とその割合		昼間の１時間値が0.12 ppmを越えた時間数とその割合		※ 参 考 昼間の１時間値が0.12 ppmを越えた日数とその割合		※ 参 考 昼間の１時間値の最高値
		時間	%	日	%	時間	%	日	%	ppm
19	御前水地区測定局	23	0.43	5	1.37	0	0	0	0	0.069
	輪西地区測定局	13	0.24	5	1.37	0	0	0	0	0.068
	東地区測定局	18	0.33	4	1.09	0	0	0	0	0.069
20	御前水地区測定局	53	0.98	11	3.01	0	0	0	0	0.076
	輪西地区測定局	27	0.50	11	3.01	0	0	0	0	0.074
	東地区測定局	9	0.17	5	1.37	0	0	0	0	0.071

（光化学オキシダントに係る環境基準による大気汚染の評価）

環境基準：1時間値（5時～20時）が0.06ppm以下であること。

オキシダントとは？

自動車排ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線によって光化学反応を起こして生成される極めて酸化性の強い物質の総称。

主成分はオゾンで、“光化学スモッグ”は主としてこのオキシダントに起因すると言われています。

◎春先の3～5月に高濃度が多い理由

特に春先において、日照時間が少ない雨天の日や日照の無い夜間にも高い数値を示して環境基準を超えることがあり、全国的に同様なケースが発生しています。

北海道大学工学部が行った調査などによると、特に春先に成層圏オゾンが地表まで沈降することが原因で、自然現象と考えられています。

また近年は、工業化の進んだ大陸からの汚染物質の影響により、全国で高い濃度が発生し、特に西日本で顕著となっています。

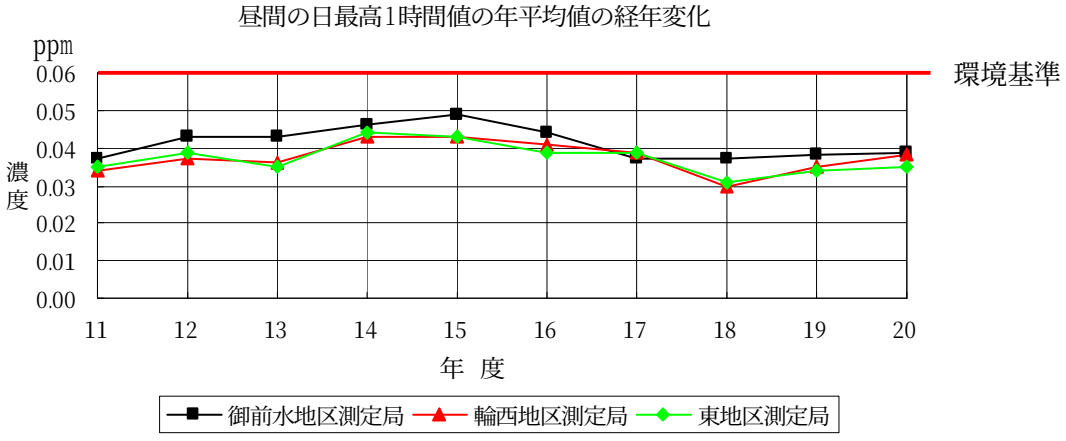

５．一酸化炭素濃度測定結果

汐見地区測定局（中小企業センター）で実施している自動測定の結果では、8時間平均値（基準値20ppm）、1日平均値（基準値10ppm）ともに環境基準を達成しています。

年度	項目／測定局	短期的評価				長期的評価		
		1時間値の8時間平均値が20ppmを越えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを越えた日数とその割合		1日平均値の年間2%除外値	1日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価に基づく環境基準の適否
		回数	%	日	%	ppm	有･無	適○・否×
19	汐見地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.7	無	○
20		0	0.0	0	0.0	0.7	無	○

（一酸化炭素に係る環境基準による大気汚染の評価）

短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
長期的評価：1日平均値である測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値10ppmを越える日が2日以上連続しないこと。

一酸化炭素とは？

原料や燃料などの不完全燃焼によって発生する毒性の強い気体で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ、ひどい場合は窒息まで至ります。

100ppmの空気中で8時間以上呼吸すると危険と言われています。

主な発生源は自動車の排気ガスで、新車の型式検査において濃度規制が行われています。

◎皆さんが出来る対策！！

- 停車中は、自動車のエンジンを切りましょう。（地球温暖化の防止にもつながります。）
- 急発進や無理な追越しなどを止め、エンジンに負担をかけないよう運転を心がけましょう。
- こまめに点検・整備を行いましょう。

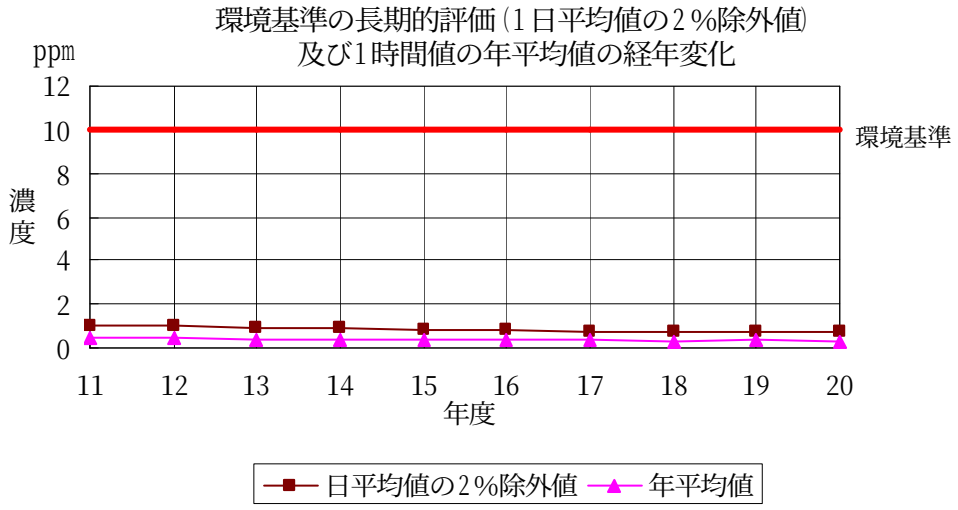

６．浮遊粒子状物質濃度測定結果

市内6ヶ所の測定局で実施している自動測定の結果では、環境基準を達成しており、概ね基準値の2分の1程度で推移しています。

年度	項目／測定局	短期的評価				長期的評価		
		1時間値が0.2mg/m³を越えた時間数とその割合		1日平均値が0.1mg/m³を越えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が0.1mg/m³を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価に基づく環境基準の適否
		時間	%	日	%	mg/m³	有･無	適○・否×
19	御前水地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.041	無	○
	輪西地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.046	無	○
	汐見地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.056	無	○
	東地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.040	無	○
	陣屋地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.047	無	○
	白鳥台地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.033	無	○
20	御前水地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.054	無	○
	輪西地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.058	無	○
	汐見地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.062	無	○
	東地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.045	無	○
	陣屋地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.054	無	○
	白鳥台地区測定局	0	0.0	0	0.0	0.040	無	○

（浮遊粒子状物質に係る環境基準による大気汚染の評価）

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.1mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下であること。
長期的評価：1日平均値である測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m³以下であり、かつ日平均値0.1mg/m³を越える日が2日以上連続しないこと。

浮遊粒子状物質とは？

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10マイクロメートル※以下のものを言います。
大気中に比較的長時間滞留し、呼吸により気道または肺胞に沈着することにより、人の健康に影響を及ぼすと言われています。

※（1マイクロメートルは、1000分の1ミリメートル）

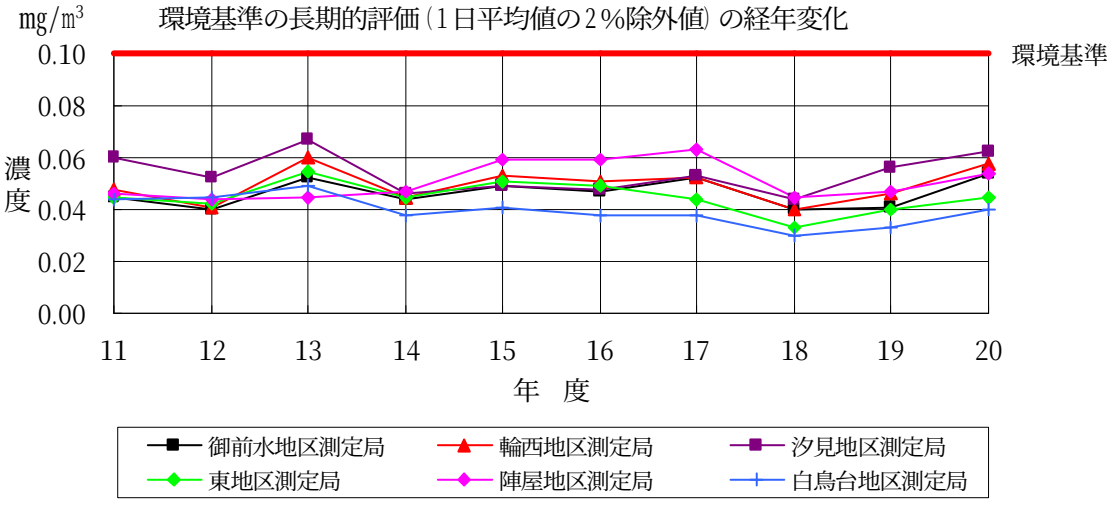

7．降下ばいじん量測定結果

市内12ヵ所の測定点で、北大式デポジットゲージ法により実施している測定結果では、昭和40年代には50ﾄﾝ/㎢/月を越える測定点もありましたが、室蘭新道直近となる大沢町を除いて近年は10ﾄﾝ/㎢/月前後の値でほぼ横這い傾向となっています。

（１）降下ばいじん量測定結果（年平均値）　　(ﾄﾝ/㎢/月)

測定点＼年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
①港南町会館※								5.3	6.3	7.2
②蘭西下水ポンプ場	4.4	4.0	3.9	3.3	4.3	3.5	3.7	3.6	3.9	3.7
③御前水地区測定局	5.9	5.6	5.2	4.5	5.6	4.6	4.5	4.0	6.0	4.8
④大沢町	13.9	10.9	11.7	11.1	12.8	14.3	18.2	22.0	24.2	6.3
⑤輪西児童館	9.5	9.2	8.1	8.1	8.9	9.8	12.0	11.2	11.7	7.8
⑥輪西地区測定局	10.3	10.3	12.5	8.6	9.6	10.4	10.4	9.0	11.8	10.1
⑧東町中央公園	8.3	6.6	7.7	6.6	6.3	7.2	7.6	7.5	9.0	8.3
⑩太平橋	7.6	8.6	9.1	8.8	7.7	8.2	7.8	6.5	8.3	7.9
⑪向陽中学校	8.8	8.9	9.4	9.1	8.9	10.0	9.8	8.9	8.8	8.4
⑫港北郵便局	10.7	9.0	6.5	6.5	4.8	5.3	5.6	6.7	4.9	3.9
⑬陣屋地区測定局	4.9	4.4	5.0	4.9	5.1	4.0	4.9	4.1	4.6	4.7
⑭白鳥台地区測定局	3.0	2.9	3.3	2.8	3.2	3.2	3.1	3.5	2.8	3.2

※港南町会館は平成18年度から測定開始

降下ばいじんとは？

大気中に排出された「ばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）」や風により地表から舞い上がった土壌粒子などの粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂の推積に伴い発生し、又は飛散する物質）のうち、粒子が比較的大きく重いため、大気中で浮かんでいられずに地上に落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて地上に降下するものを指します。

室蘭市では北大式デポジットゲージ法（構造が簡単で、測定に電気は必要ありません。）により降下ばいじんの測定を行っております。

1か月ごとに交換・回収し、「**溶解性成分**」（水に溶けるもの）と「**不溶解性成分（粉じん成分）**」とに分類して、それぞれの重さを量り、1か月間の単位面積当たりの捕集量（単位はﾄﾝ／㎢／月）を算出します。

測定結果は、一定の地域の経年変化や地区比較の一つの指標として利用されています。

なお、降下ばいじんには環境基準はありません。

（２）不溶解成分（粉じん成分）の年平均値

測定点＼年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
①港南町会館※								2.8	3.3	4.3
②蘭西下水ポンプ場	1.3	1.4	1.6	1.4	1.3	1.2	1.6	1.4	1.3	1.3
③御前水地区測定局	2.6	2.7	2.8	2.0	2.1	2.1	2.4	1.8	3.0	2.2
④大沢町	6.6	5.5	6.4	6.8	6.9	6.8	8.4	8.2	10.7	2.9
⑤輪西児童館	2.6	3.3	3.1	2.5	3.3	3.2	4.3	3.4	5.6	2.7
⑥輪西地区測定局	7.0	7.7	8.7	6.0	6.4	6.8	6.7	5.5	5.1	6.5
⑧東町中央公園	4.7	3.7	4.5	3.3	3.7	3.7	4.0	3.4	4.1	4.2
⑩太平橋	3.2	3.6	3.9	3.7	4.4	4.0	4.5	3.4	4.4	4.9
⑪向陽中学校	3.1	3.6	4.2	3.2	3.4	3.9	3.7	3.2	3.5	3.3
⑫港北郵便局	2.7	2.7	2.8	2.2	1.9	1.6	2.4	2.7	1.8	1.5
⑬陣屋地区測定局	2.1	2.4	2.6	2.4	2.4	2.3	2.9	2.3	2.6	2.5
⑭白鳥台地区測定局	0.8	1.1	1.4	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1

※港南町会館は平成18年度から測定開始

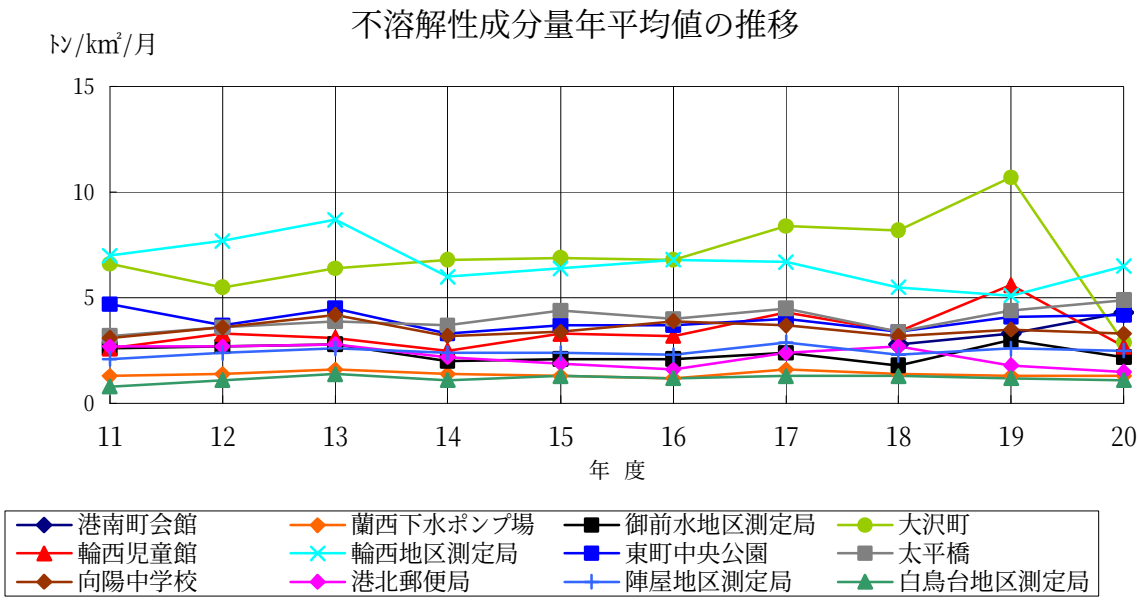

8．有害大気汚染物質調査結果

有害大気汚染物質とは？

硫黄酸化物や窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の従来から問題となっている大気汚染物質以外の継続的に摂取すると人の健康を損なう恐れのある物質のことで、種類が非常に多く、その発生源も多種多様です。

国では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として、234 物質をリストアップしていますが、全ての物質について、健康への影響や危険性などが解明されている訳ではなく、今後の調査・研究結果によっては随時見直されることになっています。

優先取組物質 … リストアップした中でも、健康に与える影響がある程度高いと考えられる物質（ベンゼンなど、22種類がリストアップされています。）

指 定 物 質 … 優先取組物質の中でも、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質。（ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの3物質。）

※ なお、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類については、平成11年7月に公布された「ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策特別措置法」により別途対策を強化することになりました。

（1） ベンゼンの大気環境濃度調査

① 調査概要

平成20年度は、発生源周辺地域として輪西地区測定局において年12回測定したほか、沿道地域として汐見地区測定局、一般環境地域として御前水地区測定局と白鳥台測定局においてそれぞれ年6回（4～2月まで隔月）調査を実施しました。

② モニタリング結果

調査結果は、輪西地区測定局の年平均値が2.4μg/m³となっており、平成16年度から連続して環境基準(3μg/m³)を達成しております。

輪西地区測定局以外の3調査点においても、年6回※の調査ですので環境基準との比較はできませんが、汐見地区測定局の平均値が 1.5μg/m³、御前水地区測定局と白鳥台地区測定局の平均値がそれぞれ 0.62μg/m³、0.63μg/m³と、ほぼ横ばいで比較的低い数値となっております。

ベンゼンとは？

ベンゼンは、化学工業製品（合成ゴム、合成洗剤、合成繊維等）の合成原料や溶剤、抽出剤等、広範囲な用途に使われているほか、ガソリン中にも1%未満含まれている化学物質（炭化水素類）で、労働環境における相当高濃度の条件下で、中枢神経作用や皮膚・粘膜刺激、骨髄毒性等の一般毒性のほか、発癌性（白血病）を有することが認められています。

調査地点	年平均値(μg/m³)					環境基準(年平均値)
	H16	H17	H18	H19	H20	
輪西地区測定局	2.2	1.6	2.3	2.2	2.4	3.0
汐見地区測定局	1.7	1.4	0.99	1.7	1.5	
御前水地区測定局	1.1	0.65	0.98	0.72	0.62	
白鳥台地区測定局	0.82	0.53	0.53	0.66	0.63	

※ 月1回以上の頻度で1年間にわたって測定しなければ、環境基準との比較はできませんが、汚染状況を示す指標となります。
1μg（ﾏｲｸﾛｸﾞﾗﾑ）:100万分の１g､0.001mg(ﾐﾘｸﾞﾗﾑ)

③ 平成21年度モニタリング計画

調　査　地　点		地域分類	調　査　回　数　等
輪西地区測定局	輪西町3-2-33	発生源周辺	毎月1回、24時間の試料採取。
御前水地区測定局	御前水町2-2-2	発生源周辺	輪西地区測定局の測定日に合わせて、年6回(5～3月まで隔月)、24時間の試料採取。
汐見地区測定局	東町4-29-1	沿　　道	
白鳥台地区測定局	白鳥台5-35	一 般 環 境	

（2） その他の有害大気汚染物質測定結果

① 平成20年度は、ニッケル化合物・マンガン及びマンガン化合物について、発生源周辺として御前水地区測定局と輪西地区測定局で年12回（毎月1回）測定しました。

年平均値(μg/m³)

調　査　項　目	輪西地区測定局	御前水地区測定局	指針値(μg/m³)
ニッケル化合物	0.0046	0.019	0.025
マンガン及びマンガン化合物	0.20	0.20	※

※マンガン及びマンガン化合物の指針値は設定されておりません。

（3） 有害汚染物質排出抑制対策

① 室蘭地域環境保全連絡会議

平成17年3月に地元事業者（新日本製鐵、北海製鉄、日本製鋼所、新日本石油精製、日鐵セメント、三菱製鋼室蘭特殊鋼、テツゲン、黒崎播磨、日本環境安全事業）と行政（北海道、室蘭市）からなる「室蘭地域環境保全連絡会議」が発足し、ニッケル化合物やベンゼン等の汚染物質について、各事業者が3ヵ年の環境保全計画を立て、調査や排出抑制対策を実施しています。

事業者は、排出施設特定のための排出量、大気中濃度等を調査し、排出量等の多い施設から優先的に集じん機の新設や強化（排煙装置の改善）を実施しています。

今後も継続して各種汚染物質のモニタリングを行い、大気状況を把握するとともに、環境保全計画に則った取組を推進していきます。

※室蘭市ホームページで、室蘭地域環境保全連絡会議の報告書をご覧いただけます。
ＵＲＬ：http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/hozenkaigi.html

９．ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類とは？

ダイオキシン類とは、物の燃焼などの過程で非意図的に生成される物質です。

一般的に PCDD（ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン）と、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）をダイオキシン類と呼び、コプラナーPCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいますが、
「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日公布）では、PCDD、PCDF、コプラナーPCB の 3 つをあわせて“ダイオキシン類”と定義されました。

ダイオキシン類は、塩素原子の付く位置や数によって形が変わることから、200 種類以上の仲間があり、それぞれ毒性の強さも異なります。
このうちで毒性があるとみなされているのは 29 種類で、体重減少や肝臓障害・皮膚症状などの一般毒性のほか、発癌性、生殖毒性が指摘されており、最も毒性が強いのが、 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン という物質で、ダイオキシン類の量を表すときは、通常、この物質の毒性に換算した量（毒性等量；TEQ）として表示します。

○耐容一日摂取量（TDI … Tolerable Daily Intake）
人が一生涯にわたり摂取しても、健康に対する有害な影響が現れないと判断される量で、1 日、体重 1kg 当たりの摂取量として表し、4pg-TEQ／kg(体重)／日となっています。

※例えば体重 60kg の人の場合は 60kg×４pg-TEQ／kg／日＝240 pg-TEQ／日 となります。

なお、この数値は、生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値であり、一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではなく、また、設定に当っては、最も感受性が高いと考えられる胎児期における曝露の影響を踏まえたもので、発がんなどの影響については、より高い曝露でないと観察されません。平成 20 年度における厚生労働省の調査によると、日本人が平均的な食事から１日に摂取したダイオキシン類の量は、体重 1kg 当たり 0.92±0.42 pg-TEQ と耐容一日摂取量の 4pg- TEQ を下回ると推定されています。

（１）ダイオキシン類の大気環境濃度調査結果

平成 20 年度は、輪西地区測定局、白鳥台地区測定局及び御前水地区測定局で、年４回の調査を行ない、年平均値がそれぞれ 0.027（pg-TEQ／m³、以下省略）、0.014、0.018 と、環境基準（年平均値が 0.6 以下）に比べても低い値となっております。

単位：（pg-TEQ／m³）

調査地点	年平均値						環境基準値 (年平均値)
	H15	H16	H17	H18※	H19※	H20※	
輪西地区測定局	0.019	0.017	0.020	0.045	0.032	0.027	0.6
白鳥台地区測定局	0.0085	0.014	0.011	0.017	0.018	0.014	
御前水地区測定局				0.023	0.029	0.018	
(調査回数)	(4 回/年)	(4 回/年)	(4 回/年)	(4 回/年)	(4 回/年)	(4 回/年)	

※H18 年度以降は北海道で測定した値

参考 pg(ﾋﾟｺｸﾞﾗﾑ) ；１兆分の１グラム
TEQ（毒性等量） ；ダイオキシン類の中でも、一番毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ｼﾞﾍﾞﾝｿﾞﾊﾟﾗｼﾞｵｷｼﾝの量に換算した量として表していることを示す符号。

１０．酸性雨調査結果

市内2ヵ所（蘭西下水ポンプ場、だんパラ公園）で実施している調査結果によると、雨はいずれの地点においても水素イオン濃度指数（pH）5.6未満のいわゆる「酸性雨」の領域に入っています。

前年度（平成19年度）と比較すると、ほぼ横ばいの結果となっています。

なお、環境省が全国31ヶ所で実施した「酸性雨長期モニタリング(平成15～19年度)」によると、5年間の地点別平均値が 4.51～4.95、全平均値が4.68となっています。

平成20年度　酸性雨調査結果

項目＼区分＼測定点		蘭西下水ポンプ場 雨	蘭西下水ポンプ場 雪(参考)	だんパラ公園 雨	だんパラ公園 雪(参考)
調査回数		20(19)	12(14)	20(19)	12(17)
平均採水量(mℓ)		984 (609)	1,023 (855)	835 (983)	1,748 (1,753)
pH	平均値	4.6(4.5)	5.2(4.7)	4.8(4.6)	4.8(4.7)
	最高値	5.0 (6.0)	6.1 (5.6)	5.2 (6.1)	5.8 (5.7)
	最低値	4.0 (3.7)	3.9 (3.9)	4.4 (3.4)	4.2 (3.9)

※（　）は平成19年度の調査結果を示す。

ｐＨ（水素イオン濃度指数）とは？

水溶液の酸性、アルカリ性を表す指数で、通常、７が中性、これより小さい場合を酸性、大きい場合をアルカリ性という。

酸性雨とは？

雨のｐＨは、大気中の二酸化炭素が炭酸として雨の中に溶けているため、大気汚染物質の影響を受けなくても通常はわずかながら酸性（pH約5.6）となっています。　酸性雨とは、人間活動にともなって大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが、さらに酸化されて硫酸・硝酸などとなって雨水に溶け込んだ結果、ｐＨが 5.6未満になったものを言います。

ヨーロッパや北米では、大気汚染物質が国境を越えて広範囲に拡散して酸性雨の原因となり、湖沼などの酸性化に伴う湖底の有害金属の溶出などによる魚の死滅や、森林樹木の枯死など生態系に影響を及ぼしているほか、建造物が腐食するなど国際的な問題となっています。

日本では、現在のところ、明らかな影響は現れていませんが、生態系への被害が明らかになった時点では手遅れになることなどから、種々の調査が行われており、東アジア地域（中国や韓国など）の急速な工業化による大気汚染物質が日本に飛来し、酸性雨の原因となっているのではないかと言われています。

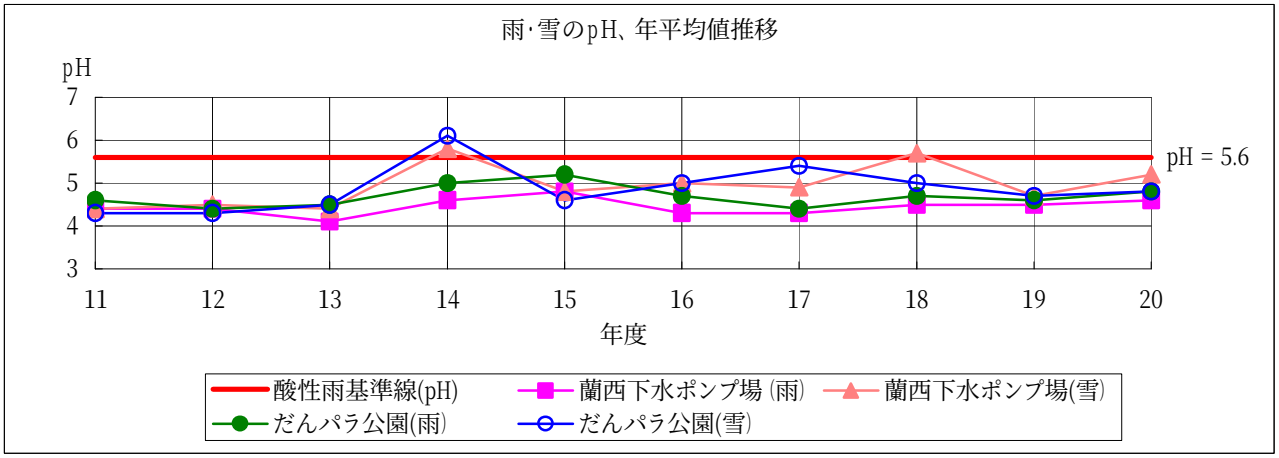

１１．アスベスト（石綿）対策

（１）アスベストとは

アスベストは、天然に産する鉱物繊維のことで、石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれています。熱や摩擦、酸やアルカリにも強く、電気を通さないなど、優れた特徴をもっており、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があるといわれています。

また、アスベストの繊維はとても細かく、大気中に飛散しやすい性質があります。

アスベストの繊維を吸い込むことによって、アスベスト肺、悪性中皮種、肺がんなどの病気を発症する恐れがあることから、昭和50年に吹付けアスベストの使用が原則禁止されました。その後もスレート材などの非飛散性の建材での使用が続きましたが、平成16年には代替化が困難なものを除く全てのアスベスト製品の製造が禁止されています。

平成17年には、アスベスト製品を製造していた工場の周辺住民に悪性中皮種が発生していることが明らかとなり、全国的な社会問題となりました。

（２）アスベスト対策

室蘭市は平成17年7月に「アスベスト問題対策連絡会議」を設置し、公共施設における吹付けアスベスト等の使用状況調査を行い、アスベストの除去や点検、適切な管理などを進めています。

また、民間の建築物についても、北海道と連携し調査を進めています。

アスベストに関する情報は室蘭市ホームページにも掲載しております。

※「アスベストについてＱ＆Ａ」http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/asb-qa.html

（３）アスベスト相談窓口

○室蘭市の相談窓口

①総合的な窓口

室蘭市環境対策課　室蘭市御崎町1-75-7　0143-23-2225

②市公共建築物について

室蘭市建築課　室蘭市幸町1-2　0143-25-2678

③民間建築物について

室蘭市建築相談　室蘭市幸町1-2　0143-25-2664

○健康に関する相談窓口

①石綿関連事業場労働者、退職者の健康相談、労災補償制度、健康管理手帳制度について

室蘭労働基準監督署　室蘭市入江町1-13　0143-23-6131

②家族及び一般住民の健康相談について

室蘭保健所　室蘭市海岸町1-4-1　室蘭広域センタービル内　0143-24-9833

（４）アスベストによる健康被害の救済

平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、労災保険等で補償されない石綿による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方の遺族に対し、○医療費　○療養手当　○葬祭料　○特別弔慰金　等の救済給付が支給されます。詳しくは「北海道アスベスト情報」をご参照下さい。

※北海道のホームページ　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/

（５）アスベスト含有建築材料の除去及び建築物等の解体

大気汚染防止法、建築基準法、労働安全衛生法等により、アスベストを含む建材の除去工事またはアスベストを含む建材を使用した建築物等の解体工事を行うには届出が必要です。（特定粉じん排出等作業実施届書）

○届出対象　吹付けアスベスト、アスベストを含む断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物及び工作物（工事実施の2週間前までに届出）

○問合せ先

１．室蘭市環境対策課　室蘭市御崎町1-75-7　0143-23-2225

２．胆振支庁環境生活課　室蘭市海岸町1-4-1
室蘭広域センタービル内　0143-24-9575

３．労働基準監督署　室蘭市入江町1-13　0143-23-6131

第３節　水　質　汚　濁

川や海には、もともと自分で浄化する作用（自浄作用）があり、多少の汚染物質が流入しても水中の酸素や微生物の働きによって、自然ときれいになっていました。

しかし、近年の著しい産業の発展や生活様式の変化にともなって、この自浄作用の能力を超えて汚染物質が流れ込んで来たために、さまざまな障害が生じるようになりました。

（汚染物質の流入源　…　　工場排水、家庭排水など）

これらの原因による水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく工場排水等の規制や公共下水道の整備促進などが行われています。

室蘭市ではこれらの水質汚濁を監視するため、昭和45年11月の国の調査に引き続き、毎年、室蘭港の水質調査を行っている他、河川やゴルフ場排水の水質検査などを実施しています。

市民のみなさんも、室蘭の貴重な資源である海や川を守るために、日常生活の中で水を汚さない工夫をしましょう。

・レジャーなどで海や川に行ったときには、ごみを捨てないようにしましょう。（ごみの持帰り）
・てんぷら油や残飯、野菜くずなどを、排水と一緒に流さないようにしましょう。

１．室蘭港海水調査

室蘭港における水質汚濁の主な発生源としては、臨海部に立地する工場からの排水や生活排水などがあり、排水規制に伴う工場等における排水処理施設の設置や公共下水道の整備などにより、近年、港内の水質は良好に保たれています。

（１）室蘭港海水調査測定点配置図

（主　要　点）
［Ⅰ］港　　内　　奥
［Ⅱ］港　　内　　中
［Ⅲ］港　　内　　中
［Ⅳ］内　防　波　堤
［Ⅴ］外内防波堤中間
［Ⅵ］外　防　波　堤
［Ⅶ］港外大黒島側
［Ⅷ］港　外　崎　守　側
［Ⅹ］港　外　中　央

（補　足　点）
⑤　新日鐵中央
⑦　本　輪　西　前

◎ 室蘭港は、みんなの宝です！！

- 排水溝に廃油などを捨てないようにしましょう。　海が汚れます。
- 釣りなどで楽しんだ後、ごみは持ち帰りましょう。
- 岸壁や船の上から、空き缶やごみを投げ捨てないようにしましょう。

（２）室蘭港海水測定結果・春期（平成20年6月3日採水）

類型	項目／測定点	水温 ℃	透視度 cm	塩分 ‰	油分 mg/ℓ	pH	ＣＯＤ mg/ℓ	溶存酸素量 mg/ℓ	全ｼｱﾝ mg/ℓ	カドミウム mg/ℓ	六価クロム mg/ℓ	鉛 mg/ℓ	砒 素 mg/ℓ	総水銀 mg/ℓ	大腸菌 MPN/100mℓ
C	５．新日鐵中央	9.0	30以上	32.2		8.2	1.4	9.3	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
	７．本 輪 西 前	9.0	30以上	32.1		8.3	1.6	10.3	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅰ．港 内 奥	8.5	30以上	32.3		8.3	1.4	9.9	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
	Ⅱ．港 内 中	9.0	30以上	32.2		8.3	1.8	10.0	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅲ．港 内 中	9.0	30以上	32.2		8.3	1.4	10.0	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
	Ⅳ．内防波堤	9.0	30以上	32.1		8.3	1.6	10.2	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅴ．外内防波堤中間	9.5	30以上	32.3		8.3	1.0	10.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅵ．外防波堤	9.0	30以上	32.5		8.3	1.4	9.9	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
最 高 値		9.5	30以上	32.5		8.3	1.8	10.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
最 低 値		8.5	30以上	32.1		8.2	1.0	9.3	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
環境基準		海域Ｃ類型			－	7.0～8.3	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以下	検出されないこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下	－
A	Ⅶ．港外大黒島側	9.0	30以上	32.6	<0.5	8.3	1.1	9.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅷ．港外崎守側	9.0	30以上	32.5	<0.5	8.3	1.2	9.6	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ｘ．港外中央	9.0	30以上	32.3	<0.5	8.3	0.8	9.6	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
最 高 値		9.0	30以上	32.6	<0.5	8.3	1.2	9.6	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
最 低 値		9.0	30以上	32.3	<0.5	8.3	0.8	9.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
定量下限値		－	－	－	0.5	－	0.5	0.5	0.1	0.001	0.02	0.005	0.001	0.0005	
環境基準		海域Ａ類型			検出されないこと	7.8～8.3	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	検出されないこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下	1,000 MPN/100mℓ 以下

（注）１．透視度とは、円筒状のガラス容器の中に試料水を入れ、上から見て容器の底にある標識板（白地に黒い十字線）が明らかに識別できる深さ（cm）をいう。
２．塩分の標準は、35ﾊﾟｰﾐﾙ（‰）である。
３．ｐＨは、酸性、アルカリ性を示す水素イオン濃度指数で、7.0 が中性、それより小さい値は酸性、大きい値はアルカリ性という。
４．ＣＯＤは、化学的酸素要求量で、有機物による汚濁度を示す。
５．＜0.5 ，＜0.005 などは、それぞれ 0.5未満、 0.005未満を示す。
６．「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界値を下回ることをいう。

（３）室蘭港海水測定結果・秋期（平成20年10月6日採水）

類型	項目／測定点	水温 ℃	透視度 cm	塩分 ‰	油分 mg/ℓ	pH	ＣＯＤ mg/ℓ	溶存酸素量 mg/ℓ	全ｼｱﾝ mg/ℓ	カドミウム mg/ℓ	六価クロム mg/ℓ	鉛 mg/ℓ	砒 素 mg/ℓ	総水銀 mg/ℓ	大腸菌 MPN/100mℓ
C	５．新日鐵中央	16.0	30以上	33.5		8.3	1.4	7.8	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	７．本 輪 西 前	16.0	30以上	33.5		8.4	1.0	8.6	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	<0.001	<0.0005	
	Ⅰ．港 内 奥	16.0	30以上	33.2		8.4	1.0	9.3	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	<0.001	<0.0005	
	Ⅱ．港 内 中	16.0	30以上	33.4		8.3	0.8	8.3	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅲ．港 内 中	16.0	30以上	33.3		8.4	1.0	8.8	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅳ．内防波堤	15.5	30以上	33.0		8.4	1.0	9.6	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	<0.001	<0.0005	
	Ⅴ．外内防波堤中間	15.0	30以上	33.6		8.4	0.6	9.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	<0.001	<0.0005	
	Ⅵ．外防波堤	15.0	30以上	33.6		8.4	0.8	9.3	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
最高値		16.0	30以上	33.6		8.4	1.4	9.6	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
最低値		15.0	30以上	33.0		8.3	0.6	7.8	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	<0.001	<0.0005	
環境基準		海域Ｃ類型			－	7.0～8.3	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以下	検出されないこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下	－
A	Ⅶ．港外大黒島側	15.0	30以上	34.3	<0.5	8.4	<0.5	8.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅷ．港外崎守側	15.0	30以上	34.1	<0.5	8.3	0.6	8.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
	Ⅹ．港外中央	15.0	30以上	34.2	<0.5	8.3	<0.5	8.1	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
最高値		15.0	30以上	34.2	<0.5	8.4	0.6	8.5	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.002	<0.0005	
最低値		15.0	30以上	34.1	<0.5	8.3	<0.5	8.1	<0.1	<0.001	<0.02	<0.005	0.001	<0.0005	
定量下限値		－	－	－	0.5	－	0.5	0.5	0.1	0.001	0.02	0.005	0.001	0.0005	
環境基準		海域Ａ類型			検出されないこと	7.8～8.3	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	検出されないこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下	1,000 MPN/100mℓ 以下

（注）１．透視度とは、円筒状のガラス容器の中に試料水を入れ、上から見て容器の底にある標識板（白地に黒い十字線）が明らかに識別できる深さ（cm）をいう。
２．塩分の標準は、35ﾊﾟｰﾐﾙ（‰）である。
３．ｐＨは、酸性、アルカリ性を示す水素イオン濃度指数で、7.0 が中性、それより小さい値は酸性、大きい値はアルカリ性という。
４．ＣＯＤは、化学的酸素要求量で、有機物による汚濁度を示す。
５．＜0.5 ，＜0.005 などは、それぞれ 0.5未満、 0.005未満を示す。
６．「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界値を下回ることをいう。

（4）経年変化

	測定項目	海域類型	環境基準	16年10月	17年10月	18年10月	19年10月	20年10月
人の健康に係る項目	全シアン	AC共通	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	カドミウム		0.01 mg/ℓ 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	鉛		0.01 mg/ℓ 以下	<0.005～0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム		0.05 mg/ℓ 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素		0.01 mg/ℓ 以下	0.002～0.003	<0.001～0.002	<0.001～0.002	<0.001～0.002	<0.001～0.002
	総水銀		0.0005mg/ℓ 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
生活環境に係る項目	pH(水素イオン濃度)	A	7.8 ～ 8.3	8.2	8.2～8.3	8.1～8.2	8.2	8.3～8.4
		C	7.0 ～ 8.3	8.1～8.2	8.2～8.4	8.2～8.3	7.9～8.2	8.3～8.4
	COD(化学的酸素要求量)	A	2 mg/ℓ 以下	0.6～1.3	<0.5	0.6～1.4	<0.5～0.8	<0.5～0.6
		C	8 mg/ℓ 以下	0.8～1.6	<0.5～1.7	1.2～3.4	0.8～1.6	0.6～1.4
	DO(溶存酸素量)	A	7.5 mg/ℓ 以上	7.6～7.7	7.6～7.7	7.4～7.5	8.3～8.9	8.1～8.5
		C	2.0 mg/ℓ 以上	6.9～7.7	7.1～9.7	7.4～9.8	6.3～7.7	7.8～9.6
	油分等(n-ﾍｷｻﾝ抽出物質)	A	検出されないこと	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		C	－					
	大腸菌群数	A	1,000MPN/100mℓ以下	0～3.0	0～1.0	0～2.0	0.0	0.0～2.7
		C	－					
測定点数				11	11	11	11	11

（注）1．測定結果で、<0.5等は、0.5未満を示し、定量下限値未満であることを示す。
2．「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界値を下回ることをいう。
3．海域類型A・Cについては49頁「水質汚濁に係る環境基準の水域類型海域図」参照。

2．河川水調査

河川水の水質調査は、10月の室蘭港の海水調査の時期に合わせて、知利別川と本輪西川の2箇所で行なっています。

両河川とも水質類型の指定がされていないので、環境基準は定められておりません。

なお、参考までにC類型の環境基準を載せています。

(1)知利別川（平成20年11月5日採水）

測定項目	C類型環境基準（参考）	16	17	18	19	20
水素イオン濃度(pH)	6.5 ～ 8.5	7.8	7.8	7.9	9.0	8.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	5mg/ℓ以下	0.8	1.6	3.6	3.3	1.7
浮遊物質量（SS）	50mg/ℓ以下	1.8	13.4	42.8	31.8	2.4
溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以上	9.0	12.1	10.4	7.6	10.5

(2)本輪西川（平成20年11月5日採水）

測定項目	C類型環境基準（参考）	16	17	18	19	20
水素イオン濃度(pH)	6.5 ～ 8.5	7.9	8.5	8.1	7.3	8.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	5mg/ℓ以下	1.8	3.9	4.2	4.0	2.6
浮遊物質量（SS）	50mg/ℓ以下	21.4	<0.5	0.6	3.2	1.6
溶存酸素量（DO）	5mg/ℓ以上	10.0	10.2	10.8	10.3	10.8

（注） 1．<0.001,<0.0005などは、それぞれ0.001未満、0.0005未満を示す。

3．ゴルフ場排水について

ゴルフ場では、芝の雪腐れ病などの病害虫防除のため薬剤が使用されています。

平成2年4月、道ではこれらの薬剤の適正な使用を推進するため「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」を施行しています。

室蘭市でも、同年10月「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」を策定し、市内のゴルフ場1社（室蘭ゴルフ倶楽部、白鳥コース）と、この要綱に基づく「農薬等の使用に関する協定」を結び、農薬等の使用の適正化と使用量の抑制について指導しています。

◎ゴルフ場排水の水質検査結果（平成20年12月10日採水）

分析項目	環境省暫定指針値	平成16	17	18	19	20
オキシン銅	0.4mg/ℓ	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず

（注） 1．水質検査は薬剤散布時に合わせて毎年実施しています。

2．環境省暫定指針値は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」による。

第４節　騒　音

騒音は、振動や悪臭とともに人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれています。

聞く人にとって「好ましくない音」は騒音としてとらえられ、苦情となって現れてきます。

一般に騒音には、工場等の操業に伴う機械・作業音、建築現場などでのくい打作業等に伴う重機音、自動車騒音などがあげられますが、最近では、ピアノの音、ペットの鳴き声、カラオケなど一般家庭における生活騒音（近隣騒音）が社会問題化しています。

都市化の進展に伴う住宅の過密化や生活様式の多様化が、近隣騒音問題の背景にあり、これらの問題を解決するためには、住民一人ひとりが住み良い環境を守るために、日頃から身近な音の発生に注意することが必要です。

◎ 音の大きさいろいろ

参考．ｄＢ：　音の大きさを表す単位で、デシベルと言います。

(A)：　A特性で測定したことを表します。

人間が感じる音の大きさは、低音域と高音域では感覚的に差があるため、A特性(又は周波数補正特性A)と呼ばれる方法で音の大きさを補正しています。

通常、騒音計のA特性で測定したときの音の大きさを騒音レベルと言います。

１．環境騒音測定結果

本市では、市内9箇所において環境騒音測定を行っており、平成20年度の等価騒音レベル(LAeq)測定結果によると一般地域では、中島町を除く3地点で環境基準に適合する結果となりました。

道路に面する地域においては、5地点中1地点で環境基準を超える結果となっているものの、騒音規制法に基づく公安委員会などへの要請限度(注1)を超える測定地点はありません。

〔 一 般 地 域 〕　　（単位；ﾃﾞｼﾍﾞﾙ、dB(A) ）

	測定地点	区域区分 類型	用途地域	昼間(6時～22時) 測定値	昼間(6時～22時) 基準値	環境基準適合状況	夜間(22時～6時) 測定値	夜間(22時～6時) 基準値	環境基準適合状況
1	白鳥台２丁目	第１種区域 A	第１中高住専	55	55	○	40	45	○
2	増市町２丁目	第２種区域 A	第２中高住専	42	55	○	38	45	○
3	寿　町１丁目	第３種区域 C	準　工　業	52	60	○	50	50	○
4	中島町４丁目	第４種区域 C	準　工　業	52	60	○	***52***	50	×

〔 道 路 に 面 す る 地 域 〕　　（単位；ﾃﾞｼﾍﾞﾙ、dB(A) ）

	測定地点（道路名）	区域区分（類型）	用途地域（車線数）	昼間(6時～22時) 測定値	昼間(6時～22時) 基準値 要請限度	環境基準適合状況	夜間(22時～6時) 測定値	夜間(22時～6時) 基準値 要請限度	環境基準適合状況
5	知利別町３丁目 主要道道室蘭環状線	第２種区域（Ｂ）	第２住居（４車線）	67	70 / 75	○	59	65 / 70	○
6	高砂町４丁目 市道知利別高砂通	第２種区域（Ａ）	第２中高住専（２車線）	***63***	60 / 70	×	53	55 / 65	○
7	東町３丁目 国道３６号線	第３種区域（Ｃ）	準工業（４車線）	70	70 / 75	○	63	65 / 70	○
8	港北町１丁目 国道３７号線	第３種区域（Ｃ）	近隣商業（４車線）	68	70 / 75	○	62	65 / 70	○
9	中島町２丁目 道道室蘭停車場線	第３種区域（Ｃ）	商　業（２車線）	64	70 / 75	○	55	65 / 70	○

・等価騒音レベル(LAeq)とは？　　変動する騒音レベルのエネルギー平均値のこと。

注 1. 道路に面する地域の自動車騒音に係る要請限度とは、地域の騒音が要請限度を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると判断される場合に、公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路の改善などを求めることが出来る基準のことです。

第３章　環境啓発及び活動支援

第１節　環境啓発及び活動支援

１．環境月間

1972年6月に開催された国連人間環境会議において、人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とする「人間環境宣言」が採択されたのを記念し、毎年6月5日を「世界環境デー」として環境問題の重要性を認識するための諸行事が世界各地で行われています。

日本でも6月5日を「環境の日」と定め、6月を「環境月間」として各地で環境保全活動を推進するための様々な行事が実施されています。

平成20年度は、「北海道洞爺湖サミット」開催を記念し、省エネルギーや地球環境に関する理解を深めるため、省エネ住宅についての講演会や、省エネ機器の展示・相談などの「地球環境フェスタ2008」を開催しました。

≪平成20年度環境月間の主な取り組み≫

項目	行事の内容
地球環境フェスタ2008	■日時　6月28日（土） ■場所　蓬峅殿 ＜第２部＞　環境フォーラム　～私たちが描く未来の室蘭～ ○高校生などによる未来への提言発表 ＜第２部＞　地球にやさしいエコライフ展　～省エネやるべー～ ○講演　「超省エネ住宅と断熱・耐震改修について」 講師　　室蘭工業大学建設システム工学科教授　鎌田　紀彦　氏 ○エコ商品（省エネ機器）などの展示 ○省エネ相談コーナー ■参加人数　約120名
その他	6月の環境月間中、啓発用のぼりを本庁舎などに設置し、環境保全に関する意識高陽を図りました。

「地球環境フェスタ2008」の様子

２．広報紙やホームページによる情報提供

環境に関する情報を提供するため、市広報紙の「広報むろらん」に環境情報記事「環境だより」や「環境月間」の行事等のお知らせを掲載しています。

また、市ホームページでも「環境家計簿」、「公害監視」、「家庭系ごみ・資源収集カレンダー」、「ごみ、資源物の出し方」などを掲載して情報の提供に努めています。

平成20年度の広報紙掲載内容は次のとおりです。

≪平成20年度「広報むろらん」の主な掲載記事≫

掲載号	内容
5月号	○カラス、蜂の巣駆除・動物の死骸回収
6月号	◎環境についてあらためて考えてみよう ○ようこそサミット“さわやか室蘭”クリーン月間展開中 ○ごみなどの不法投棄や野外での焼却はやめましょう ○浄化槽の補助・貸し付けを受け付け中
8月号	○お買い物はマイバックで
9月号	◎環境基本計画の「素案」にご意見を ◎環境審議会委員を公募します ○一般住宅の合併処理浄化槽設置費用の補助・貸し付けを受け付け中 ○不要になったパソコンは製造メーカーが回収します
10月号	【環境だより】 ○平成19年度の室蘭市のごみの量、ごみ処理手数料の使い道 ○パソコンの処分は各メーカーへ直接回収を依頼してください
12月号	【環境だより】 ◎室蘭市役所エコオフィスプラン平成19年度実績のお知らせ ○家電リサイクル料金が変更になりました ○マイバックでお買い物を ○年末・年始のごみ・資源物の収集日
1月号	○環境ネットむろらんの出前講座をご利用ください
3月号	【環境だより】 ○使い終えた家電製品の処理方法 ○引っ越しなどでたくさんのごみを出す場合は

○～リサイクル清掃課所管記事　◎～環境対策課所管記事

３．環境ビデオ等の貸し出し

環境啓発用のＤＶＤやＣＤ、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題を解説した「地球環境パネル」の貸し出しを行っていますのでご活用下さい。

≪貸出し用ＤＶＤ等のリスト（作成年 2000 年以降）≫

種類	タイトル	作成者	作成年	時間
DVD	知ろう学ぼう考えよう地球温暖化	環境省	2002	86 分
	省エネのすぐれワザ教えます	㈶省エネルギーセンター	2003	30 分
	よくわかる省エネルギー	㈶省エネルギーセンター	2003	33 分
	転校生(小形充電式電池リサイクル啓蒙)	有限責任中間法人 JBRC	2005	15 分
ＣＤ	環境学習 2002「大気」	環境省	2002	
	エコカーワールド	公害健康被害補償予防協会	2003	
	えこ之助　みんなでエコチャレンジ	北海道	2004	
	新日鉄の海の森づくり	新日本製鐵㈱	2008	

4．こどもエコクラブ

持続可能な社会をつくるためには、21世紀を担う子ども達が将来にわたり環境を大切にする意識を持ち、環境にやさしい暮らし方を実践していくことが必要です。

こどもエコクラブは環境省が平成7年度から始めた子ども達の地域の中での主体的な環境の学習や実践活動を支援する事業で、具体的な活動としては、生き物調査や空き缶のリサイクル活動などをする「エコロジカルあくしょん」と全国事務局からのニュースを参考に生活の中で環境について楽しく考える「エコロジカルとれーにんぐ」があり、1年間頑張った会員には「アースレンジャー認定証」が送られます。

会員登録費用は無料で、登録会員にはメンバーズバッジや会員手帳が配られます。

数人～30人程度の小中学生の仲間とサポーター（大人）が決まれば簡単に入会できますのでたくさんのグループの参加をお待ちしています。

アースレンジャー認定証

メンバーズバッチ

5．環境家計簿の作成・配布

家庭からの二酸化炭素排出量が数値でわかる、環境家計簿を提供しています。無料で配布していますので、お気軽にご連絡下さい。（市役所本庁舎、広域センタービル、蘭東支所【えきがるセンター】でも配付）また、室蘭市のホームページからダウンロードすることも出来ます。「地球のため、できることから始めよう！」を合言葉に、あなたも始めてみませんか？

（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/indexkakeibo.html）

環境家計簿とは、電力の消費を少なくするなど二酸化炭素の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともに、ほかの環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的とした家計簿です。

エコライフのヒント編

CO_2算出編

６．出前講座・エコライフ普及・啓発事業

市民一人ひとりの環境意識の向上を図ることを目的に、地球温暖化やリサイクルの推進についての出前講座や、パソコンを用いて家庭から出る二酸化炭素排出量を計算するエコライフ普及・啓発事業などをリサイクル清掃課と合同で実施しました。

≪出前講座の内容（平成20年度）≫

実施日	団体名	内容
6月28日	東町中央町会 婦人の集い	・廃プラの分別 ・ごみの分別 ・エコライフの取組み
7月18日	端の江町会	・地球温暖化の概要、家庭できる温暖化対策の取組み
7月30日	室蘭消費者協会 「くらしの講座」	・地球温暖化問題 ・家庭でできる温暖化対策の取組みと環境家計簿 ・ごみの排出量、分別・処理、資源集団回収、廃プラ収集・資源化、ごみの出し方の注意事項、レジ袋削減 ・ごみ処理・リサイクルの課題等
10月15日	胆振地方石油販売業協同組合	・家庭の地球温暖化防止活動 ・地球環境の現状と課題 ・自分のエコ意識を行動を診断する
（平成21年） 2月23日	えみなメイト	・廃プラ分別 ・廃家電品の処理 ・環境にやさしい取組み
3月19日	室蘭ロータリークラブ	・室蘭市環境基本計画について

≪エコライフ普及・啓発事業≫

実施日	場所
5月26日	ポスフール室蘭店
5月28日	モルエ中島店
6月5日	丸井今井室蘭店
6月9日	長崎屋なかじま店
6月11日	長崎屋中央店
10月24日	長崎屋なかじま店

７．エコライフに取り組みましょう

地球温暖化は二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスが増加することによって起きると考えられています。特に石油や石炭などの化石燃料の消費によるCO_2の影響が大きく、18世紀半ばの産業革命により、人類の排出する温室効果ガスが急速に増大したことが要因とされています。

すでに海面上昇や異常気象の頻発、生態系の変化など、温暖化の影響は世界各地で現れており、今後もより深刻な影響が出てくると考えられています。（室蘭市環境基本計画より一部抜粋）

地球温暖化を防ぐために、私たち一人ひとりがCO_2を減らした暮らし、「エコライフ」を実践していきましょう。

＜家庭でできる温暖化対策の取組10項目＞

1）冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する。

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることで、冷暖房機に頼らないで過ごせる。冷暖房を始める時期も少し待ってみる。

- 年間約33kgのCO_2の削減
- 年間で約1,800円の節約

2）週2日往復8ｋｍの車の運転をやめる。

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいです。

- 年間約184kgのCO_2の削減
- 年間で約9,200円の節約

3）１日5分のアイドリングストップを行う。

駐車長時間停車する時は、車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。

- 年間約39kgのCO_2の削減
- 年間で約1,900円の節約

4）待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長時間使わない時は、コンセントを抜きましょう。
また、家電製品の買い替えの際には待機電力の少ないモノを選ぶようにしましょう。

- 年間約60kgのCO_2の削減
- 年間で約3,400円の節約

5）シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っているあいだ、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。

- 年間約69kgのCO_2の削減
- 年間で約7,100円の節約

6）風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりの他、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。

- 年間約7kgのＣＯ$_2$の削減
- 年間で約4,200円の節約

7）ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いため、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温め直すほうが電力の消費は少なくなります。

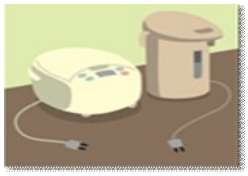

- 年間約34kgのＣＯ$_2$の削減
- 年間で約1,900円の節約

8）家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を２割減らす

家族が別々の部屋で過ごすと、暖房も照明も余計に消費します。

- 年間約238kgのＣＯ$_2$の削減
- 年間で約10,400円の節約

9）買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップはすぐゴミになってしまいます。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。

- 年間約58kgのＣＯ$_2$の削減
- 資源節約

10）テレビ番組を選び、１日１時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけを選んでみる習慣をつけましょう。

- 年間約14kgのＣＯ$_2$の削減
- 年間で約800円の節約

これだけでも、年間約736kgのＣＯ$_2$の削減と年間40,700円の経費が節約できます。
※出典：全国地球温暖化防止活動センターウェブサイト（http://www.jccca.org/）

８．リサイクル協働市民協議会

平成11年3月に設立し、市民・事業者・行政が一体となって資源循環型社会を目指すため、それぞれの立場より積極的な取り組みが行われています。

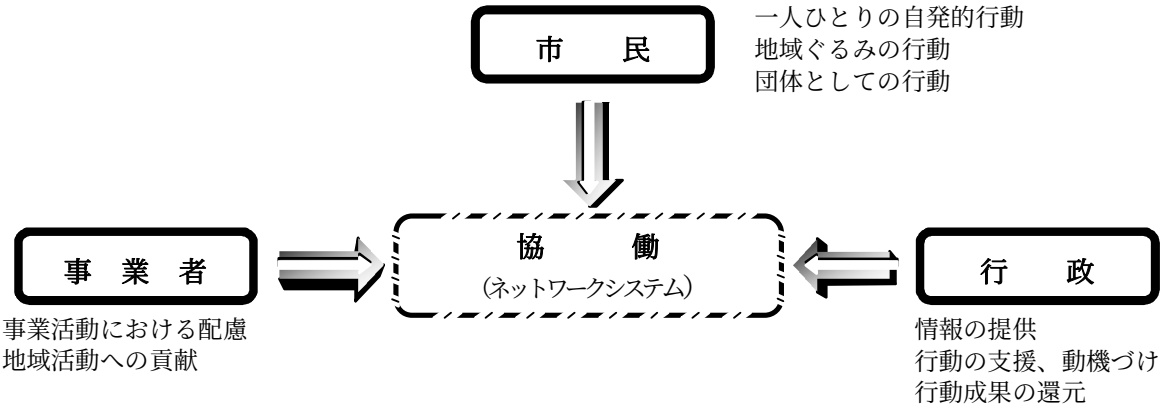

《平成20年度の主な活動》

項目	活動内容
環境ネット むろらん	平成12、13年度に開催された室蘭環境大学修了生により平成15年に立ち上げた組織である。環境問題について理解を深めると共に、地域との関わりをもちながら活動を推進する。
ボランティア 清掃支援	各地域で清掃活動を行う町会・自治会に公用ごみ袋の配付を行う。 配付枚数　：　47,021枚
クリーン月間の実施	北海道洞爺湖サミット開催に歓迎の意を表し、リサイクル協働市民協議会と室蘭市は6月を「ようこそサミット“さわやか室蘭”クリーン月間」とし、室蘭市内の清掃活動を実施。 参加団体：町会・自治会、まち「ピカ」パートナーや企業、ボランティアなど、123団体、約2,500人の参加 ごみ等の回収量：公用袋で2,700袋、刈草専用袋で1,850袋、　計　約31トン
清掃活動者及びリサイクル活動者の表彰	各地域で自主的に清掃・リサイクル活動を続け、環境保全・環境美化の向上に多大な貢献をしたと認められる個人または団体に対し、感謝と業績を称える。 ・市長感謝状　　個人16名 ・会長感謝状　　個人60名

リサイクル協働市民協議会の活動に関する詳細につきましては、

〒051-0001　室蘭市御崎町１－７５－７
室蘭市 生活環境部　リサイクル清掃課
TEL　２２－１４８１
FAX　２２－７１４８

まで、お問い合わせ下さい。

第２節　事業者として取組み

１．室蘭市役所エコオフィスプラン

市役所は、政策や事業を行う行政の主体であるとともに、各種の製品の購入・使用や施設の維持管理などを行う事業者・消費者でもあり、自ら率先して環境保全に取組むことによる市民や事業者への環境の負荷の低減を促す効果は大きいと考えられます。

このため、市は「室蘭市役所エコオフィスプラン（室蘭市環境保全率先実行計画）」を平成14年2月に策定し、平成17年度を目標に、省エネや省資源、廃棄物減量やリサイクルの推進など、環境負荷の低減に取り組んできました。

これまでの実績や取組を踏まえて計画を見直し、平成17年度を基準年度とし、平成22年度を目標年度と定めた「第2期室蘭市役所エコオフィスプラン」を平成19年2月に策定し、さらに省エネ・省資源に取り組んでいます。

なお、このエコオフィスプランは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、地方公共団体実行計画としても位置付けており、温室効果ガスである二酸化炭素や庁内で使用される水やコピー用紙などの削減目標を定めています。

１．第2期エコオフィスプランの概要

(1)計画期間　平成18年度から平成22年度まで
(2)基準年度　平成17年度
(3)計画対象　委託している事務・事業を除く、室蘭市のすべての事務・事業
(4)削減目標　二酸化炭素排出量 7.5%、水道使用量 5%、コピー用紙使用量 5%など
(5)目標別実績

≪目標別実績及び増減率の経年変化≫

項目	基準年度（H17年度）	H18年度	H19年度	H20年度	削減目標（H22年度）
二酸化炭素排出量（t）	23,881 （　－　）	21,638 （△9.4%）	22,024 （△7.8%）	20,366 （△14.7%）	7.5%
コピー用紙(A4換算・枚)	13,894,172 （　－　）	15,148,646 （9.0%）	13,785,932 （△0.8%）	15,295,184 （10.1%）	5.0%
水道使用量(㎥)	269,710 （　－　）	253,598 （△6.0%）	255,754 （△5.2%）	227,462 （△15.6%）	5.0%

※（　）内数値は対17年度比増減率
※二酸化炭素排出量は電気使用量や灯油等燃料使用量に個別の排出係数を乗じて算出しています。
※エコオフィスプランの詳細は室蘭市ホームページをご覧ください。
（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/ecoofficetop.html）

最終退庁者は、スイッチオフを確認

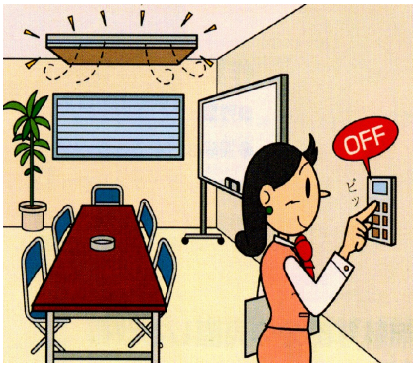

室温は、こまめに調節

２．室蘭市エコ・チャレンジ通勤

室蘭市では、平成20年度から地球温暖化対策のための職員の自主的取り組みとして、4月から11月までの各月最終金曜日に、職員が通勤時の自家用車使用を自粛する「室蘭市エコ・チャレンジ通勤」の取り組みを始めました。

参加対象は、病院等の緊急現場対応を必要とする職場を除いた全部署の中で、普段自家用車通勤をしている職員の内、当日出勤した者が対象で、初年度に当たる平成20年度は9月実施の試行も含めて2回実施しました。

その結果、参加人数は延べ573人、平均参加率は36.0%であり、実施による削減総距離は8,759km、ガソリン削減総量は約876ℓ、CO_2削減総量は約2,015kgとなりました。

削減したCO_2量を杉の木の年間吸収量に換算すると約144本分になります。

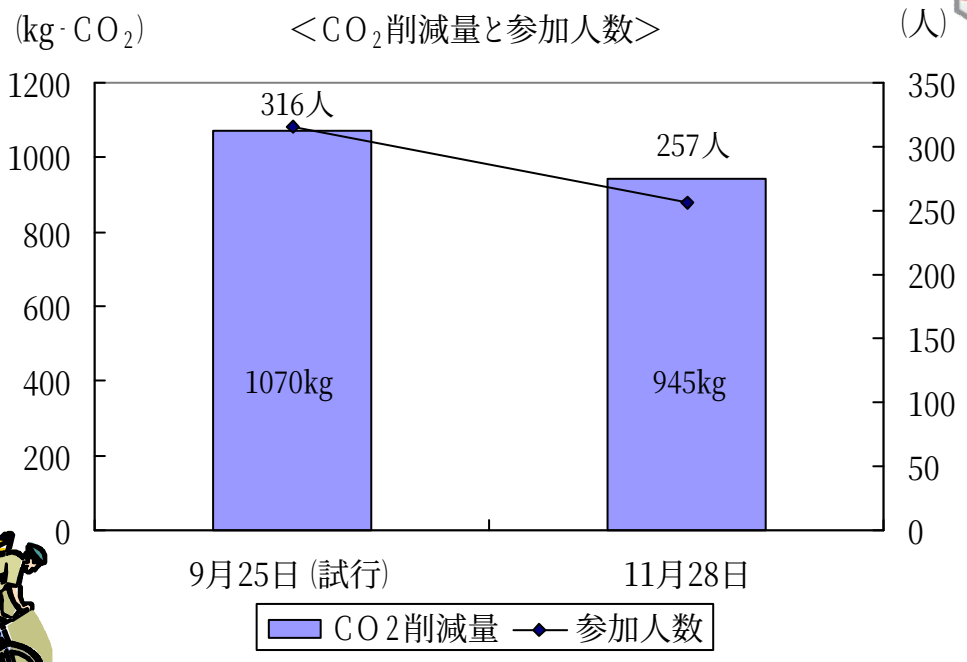

CO_2や、その他の温室効果ガスの量は○○kgや○○ｔ（ﾄﾝ）というように、重さで表すことが一般的ですが、それがどれくらいの量になるのかというのは、なかなか分かりにくいものです。

そこで、参考までにCO_2の量を容積や杉の木の吸収量で表してみると、次のようになります。

≪容積にすると・・・≫

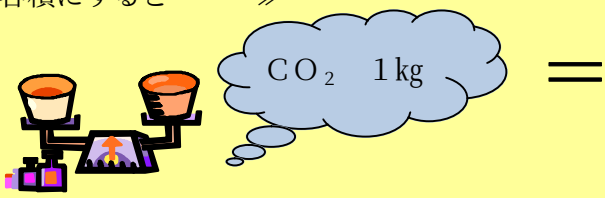

１８ℓ　ポリタンク

×約２８個分

※０℃、１気圧の状態

≪杉の木の吸収量にすると・・・≫

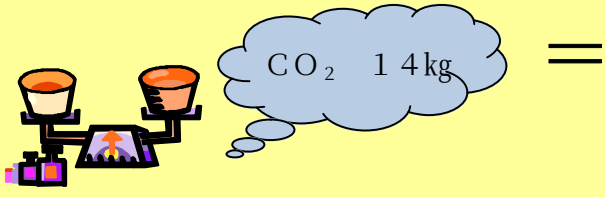

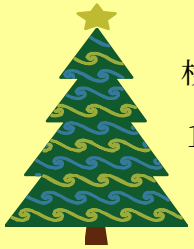

杉の木１本が

１年間に吸収する量

３．グリーン購入の推進

室蘭市は「室蘭市役所エコオフィスプラン」にグリーン購入の推進を定めて環境にやさしい製品購入等の推進に取組んでいます。

さらに、平成 16 年度からは隣接する登別市、伊達市と連携し、共通のグリーン購入品目や基準を定め、納入業者の環境配慮型製品の取扱い拡大や市民啓発をするなど、広域でのグリーン購入の推進に取組んでいます。

★「グリーン購入」とは？

「物を購入する時には環境のことも考えて、より環境にやさしい製品を選びましょう」というものです。

★なぜ「グリーン購入」が大切なのか

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムから産み出される製品等は、私たちに物質的に豊かで便利な生活をもたらしましたが、同時に地球温暖化や資源の枯渇、大気・水・土壌の汚染、増大する廃棄物など深刻な環境問題をもたらしました。

使い捨て型の社会や製品を根本から見直し、持続可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

☆グリーン購入 10 か条

１．必要なものを必要な量だけ買う
２．ごみになるものは買わない、容器は再利用できるものを選ぶ
３．使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ
４．使う段階で環境への影響が少ないものを選ぶ
５．作る時に環境を汚さず、作る人の健康を損なわないものを選ぶ
６．自分と家族の健康や安全を損なわないものを選ぶ
７．近くで生産・製造されたものを選ぶ
８．リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
９．生産・流通・使用・廃棄の各段階で、資源やエネルギーを浪費しないものを選ぶ
１０．環境問題に熱心に取組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

☆環境ラベル（環境にやさしい製品の目印）の一例

エコマーク 環境への負荷を減らすなど、環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマーク。私たちの手で地球を守ろうという気持ちを表しています。	牛乳パック再利用マーク 牛乳パックを再利用した製品に付けられるマーク。牛乳パックの回収だけにとどまらず、再生紙製品を普及させることが目的となっています。	ペットボトルリサイクルマーク ＰＥＴボトルをリサイクルした再生製品を表しています。使い終わったＰＥＴボトルをごみとして捨てず資源として利用すれば立派な製品として生まれ変わるのです。
グリーンマーク 古紙再生利用製品に付けられているマーク。このマークを集めることで、学校・町内会などに苗木が贈られます。森林資源の保護や緑化を進めることが狙いです。	国際エネルギースターマーク 国際エネルギースタープログラムによって、基準を満たす省エネ型のパソコンなどのOA機器に付けられているマークです。	再生紙使用マーク 古紙配合率が容易に判別できる表示。R100は、古紙配合率が100%商品を表し、配合率をマーク化して多様な商品の再生度を明示するしくみです。

参考資料

1．環　境　基　準

環境基準とは、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

（1）大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法 若しくは 電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備　考

1．浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

2．光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

○有害大気汚染物質に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
ベ　ン　ゼ　ン	1年平均値が　0.003mg/m³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が　0.2mg/m³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が　0.2mg/m³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が　0.15mg/m³ 以下であること。	

○有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

物　　質	指　針　値
アクリロニトリル	1年平均値が　2μg/m³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が　10μg/m³ 以下であること。
水　　銀	1年平均値が　0.04μgHg/m³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が　0.025μg/m³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が　18μg/m³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が　1.6μg/m³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が　2.5μg/m³ 以下であること。

（2）ダイオキシン類に係る環境基準

媒　体	基　準　値	測　定　方　法
大　気	0.6pg-TEQ/m³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　質	1pg-TEQ/ℓ　以下	日本工業規格K0312に定める方法
底　質	150pg-TEQ/g乾重量　以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備　考 1　基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／ｇ以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

pg　；　ピコグラム、　１兆分の１グラム
TEQ　；　毒性等量。
　　ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した量として表していることを示す符号。

（3）水質汚濁に係る環境基準（室蘭市関係分）

① 人の健康の保護に関する環境基準
（公共用水域水質及び地下水質）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg／ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg／ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 〃
鉛	0.01 mg／ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03 〃
六価クロム	0.05 〃	テトラクロロエチレン	0.01 〃
砒素	0.01 〃	1,3-ジクロロプロペン	0.002 〃
総水銀	0.0005 〃	チウラム	0.006 〃
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 〃
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 〃
ジクロロメタン	0.02 mg／ℓ 以下	ベンゼン	0.01 〃
四塩化炭素	0.002 〃	セレン	0.01 〃
1,2-ジクロロエタン	0.004 〃	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02 〃	ふっ素	0.8 〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 〃	ほう素	1 〃

備考 1．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2．「検出されないこと」とは、各測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3．海域については、ふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準
（海 域）

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（油分等）
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及び B以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg／ℓ 以下	5 mg／ℓ 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg／ℓ 以下	2 mg／ℓ 以上	－	－

備考 1．基準値は日間平均値とする。
2．水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100mℓ 以下とする。

注 1) 自然環境保全；自然探勝等の環境保全
2) 水 産 1 級；マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水 産 2 級；ボラ、ノリ等の水産生物用。
3) 環 境 保 全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

（河川（湖沼を除く））

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考

1　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

注　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水　　道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水　　産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

〃　３級：コイ、フナ類、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃　３級：特殊の浄水操作を行うもの

5　環 境 保 全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準の水域類型海域図

（昭和 48 年 3 月 15 日北海道告示第 642 号）

＜ 室 蘭 港 ＞

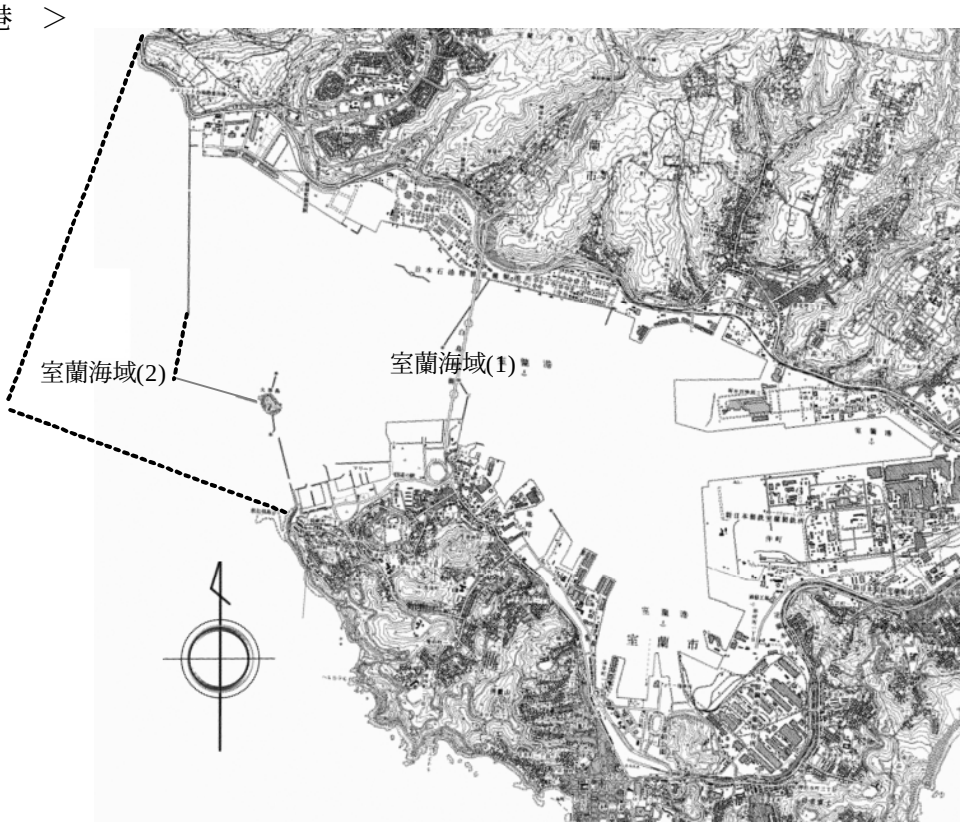

水　　域	該当類型	達成期間
室蘭海域（１）	海域Ｃ	イ
室蘭海域（２）	海域Ａ	イ
室蘭海域（３）	海域Ａ	ロ
室蘭海域（４）	海域Ａ	イ

＜イタンキ＞

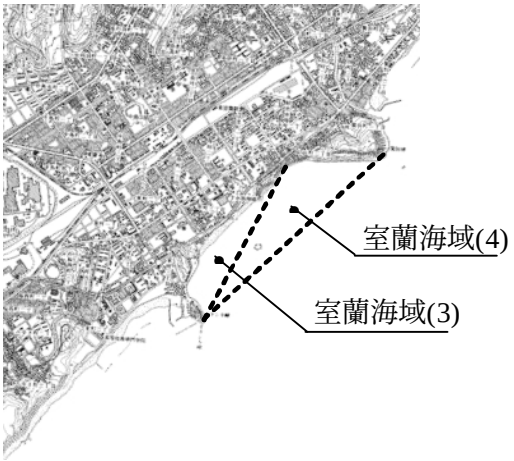

（注）１．達成期間イは、直ちに

ロは、５年以内、可及的すみやかに

２．海域類型

類　型	利用目的の適応性	備　　考
A	水産１級、水浴、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用 水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用 環境保全：国民の日常生活において不快感を感じない限度
B	水産２級、工業用水及びＣの欄に掲げるもの	
C	環境保全	

（４） 騒音に係る環境基準

（平成11年4月1日北海道告示第532号）　　（単位：デシベル、dB）

区分	類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線数	昼　間 6時～22時	夜　間 22時～6時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）		55以下	45以下
	B	第2種区域（類型Ａを当てはめる地域を除く。）			
	C	第3種区域及び第4種区域		60以下	60以下
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60以下	55以下
	B	第2種区域（類型Ａを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65以下	60以下
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注 1．道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼　間　　6時 ～ 22時	夜　間　　22時 ～ 6時
70デシベル以下	65デシベル以下
（備　考） 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下。)によることができる。	

注１．基準値は、等価騒音レベル（ＬAeq)

２．Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

３．Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

４．Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

５．「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められています。

(1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）等。

(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

・２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15メートル

・２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

2．規　制　基　準

（１）騒音規制法・振動規制法に係る規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準

（昭和46年11月29日北海道告示第3169号）

時間の区分 / 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	8：00～19：00	6：00～8：00 19：00～22：00	22：00～翌日6：00
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注　第1種区域　良好な住居の環境を保全するため、とくに静穏の保持を必要とする区域。
第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第３種区域　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作　業　日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシベル	19:00~7:00	22:00~6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注　1　第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第１種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。

注　2　第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって第1号区域以外の区域をいう。

特定工場等において発生する振動の規制基準

53年3月29日北海道告示第784号）

時間の区分 / 区域の区分	昼　　間	夜　　間
	8：00～19：00	19：00～翌日8：00
第　1 種　区　域	60デシベル	55デシベル
第　2 種　区　域	65デシベル	60デシベル

注　1　第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

(1) 第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第2種区域:住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

2　各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日総理府令第58号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作　業　日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	19:00~7:00	22:00~6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注　1　第1区域とは振動規制法の規定により指定された、第１種区域の全域並びに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80m以内の区域をいう。

2　第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

（２）悪臭防止法に係る規制基準

悪臭防止法は、事業活動に伴って排出される悪臭について必要な規制を行なうことで、生活環境を保全することを目的とします。

（ⅰ）規制地域

悪臭防止法は、規制地域内に立地する全ての工場・事業場を規制対象としています。

地　域　区　分	都市計画法に基づく用途地域等
A地域	市街化区域のうち、工業地域、工業専用地域を除く地域
B地域	工業地域、工業専用地域、市街化調整区域の一部

（ⅱ）規制基準

①敷地境界線における悪臭物質規制基準値

特定悪臭物質名	臭いの性質	規制基準（ppm）	
		A 区域	B 区域
アンモニア	し尿のような臭い	1	2
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.002	0.004
硫化水素	腐ったタマゴのような臭い	0.02	0.06
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	0.05
二硫化メチル	〃	0.009	0.03
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	0.02
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.05	0.1
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4	0.8
ノルマル酪酸	汗臭い臭い	0.001	0.002
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.001	0.004
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.0009	0.002
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03	0.07
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	〃	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	〃	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	〃	0.003	0.006
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9	4
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3	7
メチルイソブチルケトン	〃	1	3
トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
キシレン	〃	1	2

②気体排出口における規制基準

アンモニア等の 13 物質については、煙突等の排出口において規制基準が定められています。

アンモニア	硫化水素	トリメチルアミン
プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド
ノルマルバレルアルデヒド	イソバレルアルデヒド	イソブタノール
酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン
キシレン		

規制基準の計算方法は、以下のとおりです。

$$q=0.108\times He^2\times Cm$$

q　：規制基準（単位：Nm^3／h）

He　：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm　：敷地境界の規制基準値（単位：ppm）

③排出水における規制基準

排出水については、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの４物質について規制基準が設定されています。規制基準の算出方法は以下のとおりです。

$C_{Lm}=k\times C_m$

C_{Lm}　：規制基準（単位：mg／L）

k　：排出水の量ごとに定められた値

Cm　：敷地境界の規制基準値（単位：ppm）

〔排出水の量ごとに定められた値（k）〕

排出水の量	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
$0.001m^3/s$ 以下	1.6	5.6	32	63
$0.001m^3/s$ を超え $0.1m^3/s$ 以下	3.4	1.2	6.9	14
$0.1m^3/s$ を超える	0.71	0.26	1.4	2.9

（3）水質汚濁防止法に係る排水基準

水質汚濁防止法では、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全することとしています。

この排出水の規制の基準となるものが、排水基準であり、排出水の汚染状態の許容限度として、対象となる有害物質または項目ごとに設定されています。

（ｉ）一律排水基準

環境大臣が全公共用水域を対象に、全特定事業場に一律に適用するよう環境省令で定める排水基準。

①有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム(六価)	砒素	総水銀	アルキル水銀
許容限度	0.1 mg／ℓ	1 mg／ℓ	1 mg／ℓ	0.1 mg／ℓ	0.5 mg／ℓ	0.1 mg／ℓ	0.005 mg／ℓ	検出されないこと
有害物質の種類	ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ
許容限度	0.003 mg／ℓ	0.3 mg／ℓ	0.1 mg／ℓ	0.2 mg／ℓ	0.02 mg／ℓ	0.04 mg／ℓ	0.2 mg／ℓ	0.4 mg／ℓ
有害物質の種類	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
許容限度	3 mg／ℓ	0.06 mg／ℓ	0.02 mg／ℓ	0.06 mg／ℓ	0.03 mg／ℓ	0.2 mg／ℓ	0.1 mg／ℓ	0.1 mg／ℓ

有害物質の種類	ほう素		ふっ素		アンモニア、亜硝酸、硝酸性窒素 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計)
	海域以外	海域	海域以外	海域	
許容限度	10 mg／ℓ	230 mg／ℓ	8 mg／ℓ	15 mg／ℓ	100 mg／ℓ

備　考

1　「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう

2　砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第 363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第 125号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

②生活環境項目に係る排水基準

ア．一　般　項　目

項　　目	水素イオン濃度（ｐＨ）		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質（ＳＳ）	大腸菌群数	窒　素	燐
許容限度	河川湖沼	海　域	160 mg/ℓ（日間平均 120 mg/ℓ）	160 mg/ℓ（日間平均 120 mg/ℓ）	200 mg/ℓ（日間平均 150 mg/ℓ）	日間平均 3,000 個／cm³	120 mg/ℓ（日間平均 60 mg/ℓ）	16 mg/ℓ（日間平均 8 mg/ℓ）
	5.8～8.6	5.0～9.0						

イ．特　殊　項　目

項　　目	油　分		フェノール類	銅	亜鉛	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム
	鉱油類	動植物油脂類						
許容限度	5 mg/ℓ	30 mg/ℓ	5 mg/ℓ	3 mg/ℓ	5 mg/ℓ	10 mg/ℓ	10 mg/ℓ	2 mg/ℓ

備　考

1　「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度(pH)及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鋼を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度(pH)、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量(BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水にに限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が１ℓ につき 9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。） として環
境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

7　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注１．有害物質の内、鉛等7項目に係る排水基準及び窒素・燐に係る排水基準については、一律排水基準への対応が著しく困難な業種等に対して、経過的な措置として、一律排水基準に代えて一定期間暫定排水基準が適用される。（「排水基準を定める総理府令」附則別表）

２．窒素・燐に係る排水基準適用対象海域として、「平成5年8月27日環境庁告示第67号」によって、噴火湾が指定されている。

範囲　…　室蘭市地球岬と茅部郡砂原町砂崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

３．生物化学的酸素要求量（BOD）　有機物による汚濁指標。

排水中の有機物が水中の微生物により酸化分解されるときの酸素消費量

４．化学的酸素要求量（COD）　有機物による汚濁指標。

排水に酸化剤を加え、一定時間反応させた後、消費された酸化剤に対応する酸素の量で表す。

５．浮遊物質（SS）　粒径2ミリメートル以下の、水に溶けない懸濁性の物質

（ii）上乗せ排水基準

都道府県（北海道）が水質汚濁防止法に基づき条例で定める排水基準。

一律排水基準では、水質汚濁を防ぐには不十分と認められる水域について、よりきびしい排水基準を適用するもの

①有害物質に係る排水基準　　単位：mg/ℓ

適用区域	項目／対象業種	許容限度					
		カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素	総水銀
室蘭海域（1） 知利別川河口左岸から西方800mの地点を中心とする半径 100mの円弧及び陸岸に囲まれた区域。	鉄鋼業 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000㎥以上のものに限る。	0.01	0.4	検出されないこと	0.05	0.05	—
室蘭海域（2） 知利別川河口左岸から西方1300mの地点を中心とする半径 200mの円弧及び陸岸に囲まれた区域。	鉄鋼業 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000㎥以上のものに限る。	0.01	0.5	検出されないこと	0.05	0.05	—
室蘭海域（3） チマイベツ川河口左岸から南南西に引いた線とニマ岬突端から西北西に引いた線及び陸岸に囲まれた区域（室蘭海域1、2に係る部分を除く。）並びにイタンキ岬の突端と鷲別岬の突端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた区域。並びにこれらの区域に流入する公共用水域。	全業種 1日当たりの平均的な排出水の量が 2,000㎥以上のものに限る。	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

備　考

1　「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界値を下回ることをいう。

2　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年 9月30日政令第 363号）の施行の日（昭和49年12月 1日）において、現に湧出している温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。

② 生活環境項目に係る排水基準１（一般項目）　　単位：mg/ℓ

適用区域	項目 ＼ 対象業種	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）		浮遊物質量（ＳＳ）	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
室蘭海域(1)(2)(3)	肉製品製造業	70	50	70	50
	乳製品製造業　（1日当たりの平均的な排出水の量が 1,000㎥以上）	70	50	70	50
	りん酸質肥料製造業	60	40	70	50
	無機化学工業製品製造業 石油精製業 廃油処理業	30	20	40	30
	セメント製造業	30	20		
	鉄鋼業	40	30	70	50
	金属製品製造業	30	20	70	50
	ガス製造業及びコークス製造業	60	40	70	50
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿浄化槽（s46.9.23以前に設置されたもの）	120	90		
	し尿浄化槽（S46.9.24～S47.9.30の間に設置されたもの）	80	60		
	し尿浄化槽（S47.10.1以後に設置されたもの）	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）		20		70
	下水道終末処理施設（高速散水ろ床法又はモディファイド・エアレーション法などによるもの）		60		120

備　考

１．この表に掲げる排水基準は、表中に特別の定めがないかぎり1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

２．この表に掲げるし尿浄化槽とは、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501人以上のものをいう。

③生活環境項目に係る排水基準２（特殊項目）

適　用　区　域	項　　目 対　象　業　種	フェノール類　（mg/ ℓ ） 許　容　限　度
室 蘭 海 域 (1)(2)(3)	全　　業　　種	1

参　考.　　上乗せ基準適用区域（室蘭海域）

１．室蘭港

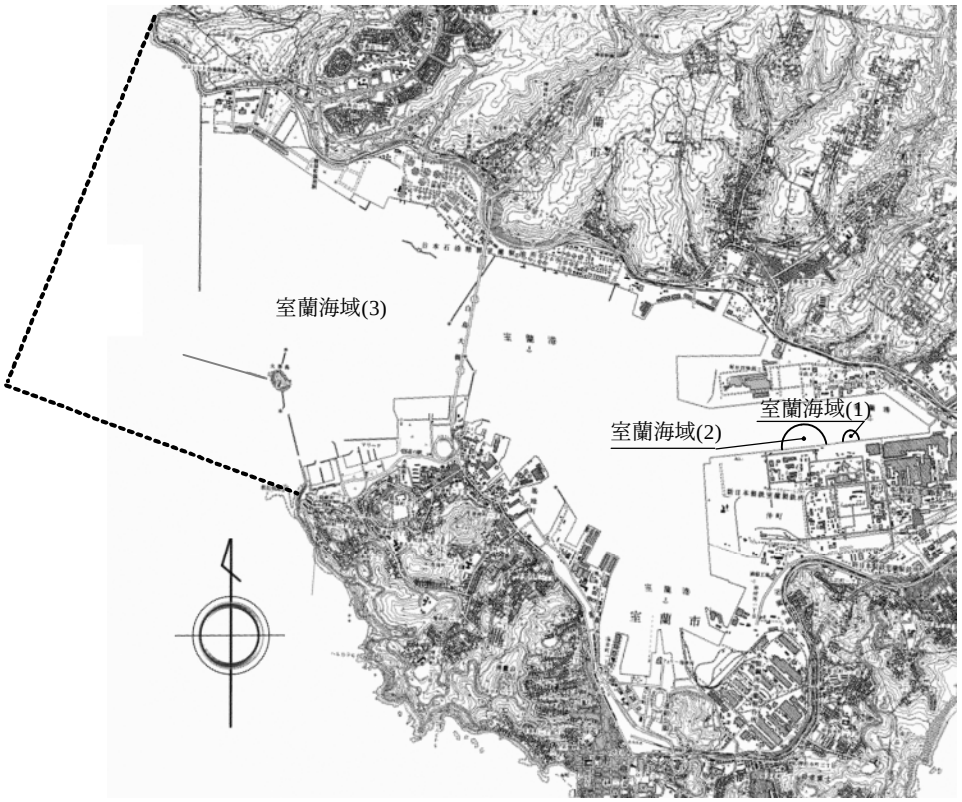

２．イタンキ

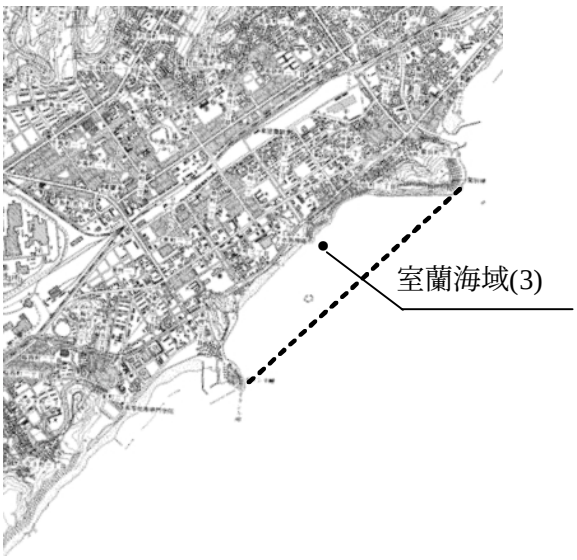

３．公害防止協定

◎ 大気汚染防止に関する協定書

室蘭市の大気汚染を防止し、市民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図り、市民の福祉の向上に寄与するため、室蘭市（以下「甲」という。）と　協定締結企業（以下「乙」という。）は、公害対策基本法の趣旨に基づき、相協力して、大気汚染防止対策を推進するものとし、次のとおり協定を締結する。

（大気汚染防止計画の策定）

第１条　乙は、ばい煙等（いおう酸化物・すす・その他の粉じん・有害ガス・悪臭ガス）による公害を防止するため、甲と協議のうえ、大気汚染防止計画を定めるものとする。

２．乙は、前項の大気汚染防止計画を適切に実施し、ばい煙発生施設、ばい煙防止施設および特定有害物質発生施設（以下「大気汚染関連施設」という。）の管理については、細心の注意をはらうものとする。

（緊急時の措置）

第２条　大気汚染防止法第２３条に定める緊急時の事態が発生するおそれが生じ、または発生した場合においては、乙は、ばい煙等の減少のため、前条第１項の大気汚染防止計画に定める措置をとるものとする。

（操業の短縮等）

第３条　前条の措置によっても大気汚染の状況が改善されず、かつ、現実に人の健康が著しくそこなわれるようなおそれがある場合には、その状況に応じ、甲は、乙にばい煙等の発生施設の操業の短縮または一時停止を要請するものとする。

２．前項の要請があったときは、乙は、これに協力するものとする。

（施設の設置等の協議）

第４条　乙は、大気汚染関連施設を新たに設置し、または著しく変更しようとするときは、事前に甲と協議するものとする。

なお、この場合、乙は、甲から大気汚染防止に関する意見が提示されたときは、これを尊重するものとする。

（事故時の措置および報告）

第５条　乙は、大気汚染関連施設において、故障および破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置をとるとともにすみやかに甲にその状況を報告するものとする。

（使用燃料等の報告）

第６条　乙は、燃料の使用量といおう含有量（百分率）ならびに大気汚染に影響を及ぼす原材料について、定期的に甲に報告するものとする。

（報告および調査）

第７条　甲は、乙に対し、必要に応じて大気汚染防止の実施状況等の報告をもとめ、また甲の公害担当職員により調査のため、事業所に立ち入ることができる。

２．甲は、前項により知り得た乙の機密事項については、これを他にろうえいしないものとする。

（環境の整備）

第８条　乙は、すすんで事業所内の緑化等、大気汚染にかかわる環境整備に努めるものとする。

（協　　議）

第９条　　次の事項については、甲および乙が協議のうえ、定めるものとする。

（１）この協定について疑義が生じたとき。

（２）この協定に定める事項を変更しようとするとき。

（３）この協定に定めのない事項。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲および乙において記名押印のうえ、各１通を保有する。

昭和４６年　2月２５日

甲　　室　　蘭　　市　　長

乙　　（協定締結企業名　…　順不同）
新日本製鐵株式会社棒線事業部室蘭製鐵所
株式会社日本製鋼所室蘭製作所
日鐵セメント株式会社
新日本石油精製株式会社室蘭製油所
黒崎播磨株式会社室蘭石灰工場

◎ 文書交換方式による公害防止協定

室蘭製油所増設にかかる公害防止計画について

１．大気汚染防止対策

（１）　常圧蒸留装置等主要設備からの排出ガスは、高さ１８０ｍの煙突１基に集合して排出するものとする。希硫ガス専焼施設分については、高さ５０ｍの煙突３基と６０ｍ煙突２基および９０ｍ煙突１基から排出するものとし、キュメン製造装置からの排出ガスは、高さ５３ｍ煙突１基から排出するものとする。

なお、平成１６年稼動のボイラー・タービン発電設備（重質油と希硫ガス混焼）からの排出ガスは、脱硝・脱硫装置および電気集塵機により希硫ガス専焼施設と同程度の排出ガス性状とした後、高さ５９．８ｍの煙突１基から排出するものとするが、拡散計算等により、周辺環境に与える影響を予測し、大気環境悪化をもたらさぬよう留意するものとする。

（２）　既設製油装置の燃料中に含まれるいおう分は、平常時の運転において平均０．７％とし、さらに石油精製生産枠の増大時において、いおう含有率の低減について協議を行うものとする。

なお、新設ボイラー・タービン発電設備は、脱硝・脱硫装置及び電気集塵機等の排出ガス処理装置により、希硫ガス専焼施設と同程度の排出ガス性状とすることから、燃料中のいおう分の制約は設けないものとする。

また、国において大気汚染物質の総量規制を行う場合には、前記の条件について協議のうえ見直しを行うものとする。

（３）　輪西、御前水地区への重合汚染のおそれがある場合は、必要に応じ重油のいおう分を０．５％とする。

（４）　大気汚染上の緊急時の際には、あらかじめ計画された配管、装置等によりいおう分０．３％程度の低いおう重油に切り替えるなど適切な措置を講ずるものとする。

また、新設ボイラー・タービン発電設備についても、重質油専焼から希硫ガスとの混焼に切り替える等の措置を講じる。

（５）　いおう回収装置からのテールガスは、排煙脱硫装置で処理するものとする。

（６）　上記（１）～（５）については、「室蘭地区産業公害総合事前調査」の結果等に基づき、場合によっては修正を加える含みがあるものとする。

（７）　フレアスタック２基の燃焼方法については、市民感情を十分考慮する。

（８）　環境保全については、工場のレイアウトで十分考慮することとし、極力緑化に努めるものとする。

（９）　亜硫酸ガス以外の有害ガス（硫化水素・アンモニア等）は、すべて装置で処理するなど、悪臭防止のための装置を講ずるものとする。

（10）　大気汚染テレメーター装置の同受信装置を設置し、大気汚染に関する自主管理を行ない、地域の環境保全に努めるものとする。

２．騒音、振動防止対策

（１）　山側にタンクや建物などの遮へい物を配置することにより、住居地区への騒音レベルの減少をはかるものとする。

（２）　機器配置の詳細設計の際、各機器の許容騒音レベルならびに遮へい物の構造等を決定する。

（３）　上記（１）・（２）により敷地境界上の騒音レベルは、騒音規制法にもとづく第３種区域の規制基準の上限値を下回る事を目標とし、住居専用地区の境界においても当所操業に伴う騒音によって、環境基準が超過することのないよう留意するとともに定期的な騒音測定を実施する。

（４）　振動については、工場敷地外に影響のないよう措置するものとする。

３．水質汚濁防止対策

（１）　製油所からの排出水（以下「排出水」という。）については、必要な処理施設を整備し、現行の水質汚濁防止法および道条例に定める排水基準を遵守するとともに、平常時においては、次の数値を目標値として運転するものとする。

また、この場合において、排出水を故意に希釈してはならない。

水素イオン濃度	６．５～８．５	
化学的酸素要求量	１０	ｐｐｍ
浮　遊　物　質	１０	ｐｐｍ
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	２	ｐｐｍ
フェノール	０．５	ｐｐｍ

なお、ボイラー・タービン発電設備設置時においても工業用水循環冷却方式とすることで、温排水は排出しないものとする。

（２）　目標値を継続して超えた場合には、応急の措置により、すみやかに目標値を維持するよう努めるものとする。

なお、応急措置によっても、さらに排出水が水質汚濁防止法および道条例に定める基準値を継続して超えた場合には、両者の協議により、施設の改善、操業の短縮および一時停止などにより対処するものとする。

（３）　製油所に関連する船舶の事故等により、港内または港の付近に油濁が生じた場合には、法に定めるもののほか船長が行なう措置の実施について援助し、または船長と協力して排出油の防除のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（４）　排出水により魚貝藻類の油臭など漁業被害が明らかな場合は、すみやかに適正な被害補償を行なうものとする。

なお、製油所に関連する船舶の事故による場合には、発生原因者に前記の措置を求めるほか、さらに製油所においても主導的立場に立って解決にあたるものとする。

（５）　（４）に定める被害補償にかかわる「基金制度」については、国および道に対し、法体系の整備、制度の創設を働きかけるとともに、行政機関から要請のあった場合には、関連業界と協議のうえ、創設に努力するものとする。

４．その他の公害対策等

（１）　所内の環境担当ＧｒとしてＧｒが、市白鳥台測定局大気汚染データ、使用燃料、風向風速等の諸記録により自主管理を行なうほか、騒音、振動、悪臭、水質汚濁についても環境パトロールによって監視するものとする。

（２）　行政諸官庁との窓口は環境安全Ｇｒが担当するものとし、密接な連絡により協力体制を確立するものとし、必要に応じ室蘭市環境対策担当職員の立入検査にも協力するものとする。

＜日本石油精製株式会社との文書交換方式による協定＞

『室蘭製油所増設にかかる公害防止計画について』

◎改定経過

文書交換	年.月.日	改　　定　　部
第１回	S.45.10.17	協定締結
第２回	46．2.10	大気汚染防止対策(1)「煙突２基」を「煙突１基」に
第３回	47．6.24	水質汚濁防止対策(1)「油分 10ppm」を「油分５ppm」に 大気汚染防止対策(2)　全文改定
第４回	48．9.26	大気汚染防止対策(10)を追加 水質汚濁防止対策　　全文改定
第５回	51．3.31	大気汚染防止法(2)平均いおう分「0.8」を「0.7」に
第６回	53．6.28	水質汚濁防止対策(1)「浮遊物質 12ppm」を「浮遊物質 10ppm」に 「ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）3ppm」を 「ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）2ppm」に
第７回	56．3.25	大気汚染防止対策(1)を「なお、増設脱硫装置～」以下追加 (2)「脱硫装置の完成時」を削除 (5)　全文改定 (7)　〃 その他の公害対策(1),(2)「保安課」を「環境管理課」に
第８回	62．3．9	大気汚染防止対策(1)「煙突２基」を「煙突３基」に
第９回	H.11．8.31	大気汚染防止対策(1)全文改定（ガソリン製造設備増設にかかる改定） (3)「汚染地区である」を削除 (7)「１基増設し２基」を「２基」に (10)全文改定（大気汚染監視テレメータにかかる文言整理 騒音・振動防止対策(3)「地区」を「地域」に「45 ホン以下」を「45 デシベル（中央値）以下」に等の改定 その他の公害対策(1)全文改定（担当課の名称変更等） (2)「公害担当職員」を「環境対策担当職員」に
第 10 回	12．5.23	騒音・振動防止対策(3)「を目標とし」を「の上限値を下回る事を目標とし」に「45 デシベル（中央値）以下」を「環境基準が超過することのないよう」に等の改定
第 11 回	13．8.24	大気汚染防止対策(1)　「高さ 180mの集合煙突と」を「高さ 180mの集合煙突および」に 「高さ 50mの煙突３基から」を「高さ 90mと 60m煙突各々１基並びに 50m煙突３基から」に 「増設ガソリン製造設備（希硫ガス専焼）」を「増設の粗キシレン製造装置（ガソリン製造装置、希硫ガス専焼）に 「高さ 90mと 60m煙突各々１基から排出するものとするが､」を「高さ 60m煙突１基から排出するものとする｡」に 「拡散計算等～」以下削除
第 12 回	14．3.28	大気汚染防止対策(1)全文改定（新設ボイラー・タービンに係る改定） (2)全文改定（新設ボイラー・タービンに係る改定） (4)「また、新設ボイラー・タービン発電設備についても、重質油専焼から希硫ガスとの混焼に切り替える等の措置を講じる｡」を追加

＜日本石油精製株式会社との文書交換方式による協定＞

『室蘭製油所増設にかかる公害防止計画について』

◎改定経過

文書交換	年.月.日	改　　定　　部
第１３回	H.20.10.10	大気汚染防止対策(1)「排出するものとする。」を「排出するものとし、キュメン製造装置からの排出ガスは、高さ 53m 煙突 1 基から排出するものとする。」に改定 「新設」を「平成 16 年稼動の」に改定 「また、～」以下を削除

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る
安全確保及び環境保全に関する協定書

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「北海道事業」という。）について、安全性と環境保全を確保しつつ確実に推進するため、北海道（以下「甲」という。）及び室蘭市（以下「乙」という。）並びに日本環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は、相互に協力して最善の措置を講ずるとともに、甲及び乙が提示した受入条件の履行に係る具体的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙が北海道室蘭市内で行う北海道事業に伴う環境負荷の低減を促進することにより、環境への汚染を未然に防止し、良好な生活環境を確保し、もって室蘭市民をはじめとする道民（以下「市民等」という。）の健康の保護及び地球環境の保全に資することを目的とする。

（丙の責務等）

第２条　丙は、関係法令を遵守するとともに、甲及び乙が環境省に対して示した受入条件等及びこれに対する環境省の回答（平成１６年３月３１日付け環廃産第 040331001 号及び環廃産第 040331002 号）に基づいて、安全かつ適正に事業を実施する責務を有する。

２　丙は、甲及び乙が行うポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）の処理に関する施策及び調査に対し積極的に協力するものとする。

（総合的な環境保全対策の推進）

第３条　丙は、北海道事業に関して、リスクマネジメントの考え方を基本に安全対策の構築と環境負荷の極少化を図るなど、積極的に総合的な環境保全対策の推進に努めるものとする。

（ＰＣＢ廃棄物の受入れ）

第４条　丙は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の受入れに当たっては、周辺環境に影響を及ぼさないよう、甲及び乙と協議の上、受入基準及び受入計画（以下「受入基準等」という。）を定め、当該受入基準等に基づいて適切に行うものとする。

２　丙は、保管事業者及び収集運搬事業者に対して受入基準等の周知に努めるものとする。

３　丙は、受入基準等を満たさない収集運搬事業者等の搬入については、受入れを拒否するとともに、受入基準等の啓発指導に努めるものとする。

（ＰＣＢ廃棄物処理施設の運転管理）

第５条　丙は、ＰＣＢ廃棄物の安全かつ適正な処理を行うため、ＰＣＢ廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼動に当たっては、運転操作手順書、維持管理手順書及び天災その他の不慮の事故の発生した場合を想定した緊急時対応マニュアルを整備し、これらの手順書等に基づいて適切な運転管理を行うものとする。

２　丙は、ＰＣＢの分解処理が確実に行われたことの確認方法及びＰＣＢ処理済物の卒業判定方法を定めるものとする。

３　丙は、処理施設の運転管理に係る安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、処理施設の運転会社に対し積極的に指導及び監督を行うものとする。

（大気汚染防止対策）
第６条　丙は、ＰＣＢ等の大気汚染物質が処理施設から漏洩しないよう防止策を講じるとともに、別表に定める排出管理目標値の達成に努めるものとする。
２　丙は、処理施設において発生する排気の量及び排気中の大気汚染物質の量について、できる限り削減するよう努め、発生した排気については適正に処理した後に排出するものとする。

（水質汚濁防止対策）
第７条　丙は、処理工程からの排水及び油類が室蘭港や隣接排水路へ排出、又は地下浸透しないよう防止策を講じるものとする。
２　丙は、生活排水、用役排水及び雨水排水（以下「排出水」という。）による汚濁の負荷について、できる限り削減するように努め、発生した排出水については適正に処理した後に排出するとともに、別表に定める排出管理目標値の達成に努めるものとする。

（騒音及び振動防止対策）
第８条　丙は、機器の使用に当たっては、騒音及び振動の発生防止に十分配慮し、適切な措置を講じるものとする。

（悪臭防止対策）
第９条　丙は、北海道事業の実施に当たっては、悪臭の発生防止に十分配慮し、適切な措置を講じるものとする。

（化学物質対策）
第 10 条　丙は、北海道事業の実施に当たっては、取扱う化学物質による周辺環境への負荷をできる限り削減するため、使用の合理化及び排出量の低減に努めるものとする。

（廃棄物対策）
第 11 条　丙は、北海道事業に伴い発生する廃棄物について、発生抑制、再使用、再資源化等により廃棄物の削減に努める等自らの責任による適正な処理を行うものとする。
２　丙は、前項の処理方法を明確化し、甲及び乙に報告するものとする。処理方法を変更する場合も同様とする。

（地球環境の保全の取組み）
第 12 条　丙は、地球温暖化の防止に資するため、北海道事業の実施に当たっては、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努めるものとする。
２　丙は、循環型社会の構築に資するため、グリーン調達等の促進に努めるものとする。
３　丙は、処理施設等の敷地内の緑化に努めるものとする。
４　丙は、環境保全及び環境改善の取組みを総合的に推進するため、環境マネジメントシステム規格ＩＳＯ１４００１の認証を取得するものとする。

（北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議）
第 13 条　丙は、甲及び乙が設置する「北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議」（以下「監視円卓

会議」という。）の活動に協力するものとする。

（環境影響の把握等）

第 14 条　丙は、次の各号に掲げる事項についてモニタリング計画を策定し、当該計画に基づき処理施設の運転状況及び周辺環境の状況について的確に把握するものとする。

（１）受入れ及び処理施設の運転状況等に関するモニタリング（運転モニタリング）

（２）排気及び排水等の排出状況に関するモニタリング（排出モニタリング）

（３）処理施設等の敷地内等の処理施設周辺の環境の状況に関するモニタリング（環境モニタリング）

２　丙は、前項の規定による各モニタリングの結果に基づき、処理施設の運転管理等について適切な措置を講ずるものとする。

３　丙は、第１項の規定による測定のほか、甲又は乙から申し出があったときは、処理施設の運転状況及び周辺環境の状況について的確に把握するものとする。

（測定結果等の報告）

第 15 条　丙は、前条第１項に規定する各モニタリングの結果及び同条第２項の規定に基づき講じた措置について、甲及び乙に報告するものとする。

２　丙は、前条第１項第２号に定める排出モニタリングの結果について、別表に定める排出管理目標値を超過したときは、遅滞なく甲及び乙に報告するものとする。

３　丙は、前条第３項に定める測定等を実施したときは、遅滞なく甲及び乙に報告するものとする。

（運転の停止及び再開）

第 16 条　甲及び乙は、処理施設の運転管理等について、環境保全上支障があると認めるときは、丙に対して処理施設の全部又は一部の運転を停止し、その原因究明を行うよう指示することができる。

２　丙は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに、処理施設の全部又は一部の運転を停止するとともに、その原因究明を行い、必要な対策を講じた後、その結果を甲及び乙に報告しなければならない。

３　丙は、前項により処理施設の運転を停止した後、運転を再開するときは、あらかじめ甲及び乙の承認を得なければならない。

４　丙は、前項の運転再開の経緯について監視円卓会議に報告するものとする。

（事故発生時等の措置）

第 17 条　丙は、処理施設において天災その他の不慮の事故が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに従って直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故等の状況及び講じた措置の概要について甲及び乙に報告するものとする。

２　丙は、万一、事故等が発生したことにより、法令で定める有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合は、直ちに処理施設の全部又は一部の運転を停止し、有害物質が外部に排出しないよう必要な措置を講ずるとともに、その原因究明を行い、必要な対策を講じた後、その結果を甲及び乙に報告しなければならない。

３　丙は、前項により処理施設の運転を停止した後、運転を再開するときは、あらかじめ甲及び乙の承認を得なければならない。

４　丙は、前項の運転再開の経緯について監視円卓会議に報告するものとする。

（作業従事者等の教育）

第 18 条　丙は、天災その他の不慮の事故が発生した場合を想定した緊急時対応マニュアルを事業所の関係場所に備えるとともに、事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施するものとする。

（情報の公開）

第 19 条　丙は、丙が設置するＰＣＢ処理情報センターにおいて処理実績、環境モニタリングの結果その他処理事業に関する情報を閲覧できるようにするほか、基本的情報についてはインターネット等により広く情報公開を進めるものとする。

２　丙は、市民等に処理施設を積極的に公開し、北海道事業に対する市民等の理解の促進に努めるものとする。

（市民等への対応）

第 20 条　丙は、北海道事業の実施に伴い、環境の保全に関して市民等から苦情があった場合には、当該苦情が丙の責めによるものであるときは、自らの責任において適切に対処するものとする。

（報告及び立入検査）

第 21 条　甲及び乙は、環境の保全上必要があると認めるときは、北海道事業について報告を求め、又は処理施設の状況等を検査するため、甲及び乙の職員が丙の事業所に立入ることができるものとし、丙はこれに積極的に協力するものとする。

２　丙は、監視円卓会議から、監視円卓会議の監視事項に関する報告の求め又は丙の事業所への立入りの要請があった場合、これに積極的に協力するものとする。

（事業終了時の措置）

第 22 条　丙は、北海道事業の事業対象区域内のすべてのＰＣＢ廃棄物の処理を完了しようとするときは、処理施設等の敷地、施設等に環境汚染が生じていないことを確認するための総点検を実施するものとする。

２　丙は、前項に規定する総点検の結果について報告書を作成し、甲及び乙に提出するとともに、監視円卓会議に報告するものとする。

３　丙は、前項に規定する報告書の記載内容について、あらかじめ甲及び乙と協議するものとする。

（受入基準等の承認）

第 23 条　丙は、第４条の受入基準等、第５条第１項の緊急時対応マニュアル、同条第２項の確認方法及び卒業判定方法の作成並びに第２２条第１項の処理を完了しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（協定の改定）

第 24 条　この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙いずれからも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意を持って協議するものとする。

（協議）

第 25 条　この協定書に定めのない事項等について疑義が生じた時は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１７年１１月７日

甲　北海道
　　北 海 道 知 事　　高橋　はるみ

乙　室蘭市
　　室　蘭　市　長　　新宮　正志

　　東京都港区芝１丁目７番１７号
丙　日本環境安全事業株式会社

　　代表取締役社長　　宮坂　真也

別表（第６条第２項及び第７条第２項関係）

項目				排出管理目標値
大気（排気）			ＰＣＢ	０．０１ｍｇ／m^3Ｎ以下
			ダイオキシン類	０．１ｎｇ－ＴＥＱ／m^3Ｎ以下
			ベンゼン	５０ｍｇ／m^3Ｎ以下
水質（排出水）	浄化槽排水	生活環境項目	ｐＨ	５．８～８．６
			ＳＳ	３０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下（日間平均２０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下）
			ＢＯＤ	２０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下（日間平均１５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下）
			ＣＯＤ	８０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下（日間平均６０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下）
			全窒素	６０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下（日間平均３０ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下）
			全燐	８ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下（日間平均４ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下）
			ｎ－ヘキサン抽出物質（鉱油類）	５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ以下
	最終放流口	有害物質	ＰＣＢ（注）	０．０００５ｍｇ／ﾘｯﾄﾙ未満
			ダイオキシン類（注）	５ｐｇ－ＴＥＱ／ﾘｯﾄﾙ以下

（備考）

１別表中、（注）の欄について

第７条第１項に規定するとおり、他の項目とは異なり放流を前提として定めた値ではなく、放流水に混入していないことを確認するための値である。

２操業時の排出水の水質確認について（ＰＣＢ、ダイオキシン類を除く。）

丙は、操業開始後定常運転を開始したときは、最終放流水について水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２条第２項第１項に規定する有害物質について測定して異常のないこと（排水基準を定める省令（昭和４６年総理府令第３５号）第１条で定める排水基準値の１０分の１を超えないことをいう。）を確認するものとする。異常のないことが確認された項目は、事業内容の変更等がない場合に限り、確認された以降の測定を省くことができる。

北海道電力㈱との協定

室蘭市（以下「甲」という。）と北海道電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の伊達発電所（以下「発電所」という。）及び移送取扱所（以下「パイプライン」という。）並びに屋外貯蔵タンクその他燃料輸送のために必要な設備（以下「発ターミナル」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第１条　乙は、環境の保全と安全の確保を図ることが極めて大きな社会的責務であることを深く認識し、公害、災害及び事故の未然防止のための対策を積極的に推進するものとする。

２．乙は、前項の対策を推進するため、関係法令を遵守するとともに、乙が北海道と締結した伊達発電所に係る燃料輸送パイプラインに関する協定書に基づくほか、この協定に定める事項を誠実に履行するものとする。

（発電所の公害防止対策）

第２条　乙は、発電所からの公害を防止するため、次のとおり対策を講ずるものとする。

(1)　発電用ボイラーからの排出ガスは、高さ２００ｍの煙突に集合して排出するものとし、最大出力時の排出速度は※1３３ｍ／ｓとする。

(2)　※2使用燃料は、硫黄含有率が 0.4％以下のものとする。

(3)　※3硫黄酸化物が気象条件等により甲の地域の環境に影響するおそれがあると認められるときは、発電出力の制限により排出量を低減する。

(4)　燃料中の硫黄分については、地域の実情に応じ、低減について、甲と協議する。

(5)　硫黄酸化物以外の大気汚染物質については、甲と協議のうえ処理装置等により排出量の低減に努める。

（発ターミナルの公害防止対策）

第３条　乙は、発ターミナルの操業に当たり施設からの公害を防止するため、次のとおり対策を講ずるものとする。

(1)　運転施設からの排出水については、必要な処理施設を整備し、平常時においては、次の数値を目標とする。

なお、この場合、排出水を故意に希釈してはならない。

水素イオン濃度（pH）	6.5～8.5
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	１０ppm
浮遊物質（ＳＳ）	１０ppm
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	２ppm

(2)　前号の目標値を継続して超えたときは、応急の措置によりすみやかに目標値を維持するよう努める。

(3)　排出水等により、万一、港内に油濁を生じたときは、すみやかに排出油防除のため必要な措置を講ずる。

(4)　輸送油を加温するボイラーに使用する燃料は、硫黄分 0.08％以下とする。

(5)　空気圧縮機、送油ポンプ等からの騒音、振動により周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう必要な措置を講ずる。

(6)　操業にともなって生ずる廃棄物の処理については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による措置を講ずるとともに処理方法について、甲に報告する。

2.　甲は、前項の対策の実施について、乙に対し必要な指示をすることができるものとする。

（公害の自主管理）
第４条　乙は、発電所における公害防止対策を誠実に履行するため、硫黄酸化物自動測定のほか、自主的に風向風速等の諸記録を整備し、管理するものとする。また、発ターミナルにおける水質汚濁、騒音、振動についても公害パトロールによって監視するものとする。
（パイプライン及び発ターミナル工事の管理）
第５条　乙は、パイプライン及び発ターミナル（以下「パイプライン関連施設」という。）の工事の実施に当っては、適正な工事の管理及び監督を行なうため、工事管理体制の確立を図るものとする。
2.　甲は、前項の工事の実施に関し、乙に対し必要な指示をすることができるものとする。
（パイプライン関連施設工事の実施方法）
第６条　乙は、パイプライン関連施設の工事の実施に当っては、設計図書、施工要領書及び工事仕様書に記載の内容を誠実に遵守するものとする。
2.　乙は、前項の設計図書、施行要領書及び工事仕様書を定めたときは、甲に届け出るものとする。その内容を変更したとき（軽微な変更であって甲が認めるものに係る場合を除く。）も、また同様とする。
3.　第１項に係る工事の実施に当っては、地域住民の理解のうえに立って行なうものとする。
（関連企業に対する責務）
第７条　乙は、パイプライン関連施設の工事の実施に当っては、工事業者等の企業に対し、公害、災害及び事故等の防止について積極的に指導、監督を行なうとともにこれらに対して苦情等が生じたときは、責任をもってその解決に当たるものとする。
（他の埋設物等との交差、併存等）
第８条　乙は、パイプライン関連施設の工事の実施に当っては、当該パイプラインと既に設置されている甲の管理に係る水道管等、公共の埋設物との交差、併存等が生ずるときは、甲と事前に協議し、十分な安全対策を講ずるものとする。
2.　将来設置される甲の管理に係る水道管等公共の埋設物との交差、併存等が生ずる場合においても甲と協議のうえ、事業計画に支障とならないようパイプラインの移設又は防護等必要な措置を講ずるものとする。
（パイプライン関連施設の管理運営）
第９条　乙は、パイプライン関連施設の管理運営に当っては、常に適正な維持保全に努めるとともに、石油コンビナート等災害防止法に基づく防災規程及び消防法に基づく予防規程（以下「防災規程等」という。）を誠実に遵守するものとする。
（パイプライン関連施設の巡視及び点検）
第 10 条　乙は、パイプライン関連施設の管理運営に当っては、その維持保全を適正に行なうため、防災規程等の定めるところにより、保安管理体制の確立を図るとともに、保安管理に必要な巡視及び点検を行うものとする。
（環境の保全）
第 11 条　乙は、パイプライン関連施設の工事の実施及び管理運営に当たっては、環境の保全を図るため、沈下測定設備による測定、地下水位の観測及び騒音の測定等を実施するほか、発ターミナルの緑化を積極的に推進するものとする。
2.　甲は、前項の環境の保全に関し、乙に対し、必要な指示をすることができるものとする。
（自衛防災組織及び通報体制）
第 12 条　乙は、パイプライン関連施設における災害及び事故等に対処するため防災規程等に定めると

ころにより自衛防災組織及び通報体制を確立するものとする。

（防災訓練）

第 13 条　乙は、災害及び事故防止のため、次により防災訓練を行うものとし、甲はこれに協力、指導するものとする。

この場合、乙は、その結果を記録し保存するものとする。

(1) 総合訓練　　年１回以上

(2) 部分訓練　　年２回以上

（災害及び事故時の対策）

第 14 条　乙は、万一、発電所、パイプライン関連施設から危険物の漏えい、流出等による災害及び事故が発生し若しくは発生するおそれがあると認めたときは、直ちに関係機関に通報するとともに、災害防止、その他必要な措置を講ずるものとする。

2.　乙は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（資機材の緊急使用等）

第 15 条　甲は、パイプライン関連施設に係る災害及び事故等の緊急事態が発生したときは、乙の備蓄する資機材を緊急使用し、又は必要な資機材の補給を求めることができるものとする。

2.　乙は、前項の措置に必要な資機材を備蓄整備し、これを点検しておくものとする。

（地震時の措置）

第 16 条　乙は、地震時において、危険物の規制に関する規則に定める措置を講ずるほか、加速度 80 ガル以上の地振動を検知したときは、沈下測定設備による測定等を行い、異常がないことを確認したうえ、パイプライン関連施設の運転を再開するものとする。

（施設の整備及び管理等）

第 17 条　乙は、発電所及びパイプライン関連施設の整備については、その施設の機能が完全に発揮できるよう、常に整備点検を行うとともに、管理については施設ごとに責任者を定め細心の注意をもって維持管理するものとする。

（操業等の短縮及び一時停止）

第 18 条　甲は、発電所の操業及びパイプライン関連施設の工事の実施並びに管理運営に当り、公害、災害及び事故等が発生し、この協定に定める必要な措置を講じても環境の保全と安全の確保が図られないと認めるときは、関係行政機関と協議のうえ、乙に対し、操業等の短縮又は一時停止を求めることができるものとする。

（苦情の処理）

第 19 条　乙は、発電所、パイプライン関連施設の工事の実施、管理運営に関し市民から苦情があったときは、誠意をもって対応するとともに、講じた措置について、すみやかに甲に報告するものとする。

（損害賠償）

第 20 条　乙は、発電所、パイプライン関連施設の工事の実施又は操業が原因となって、万一、市民に被害を与えたときは、被害者に対し損害を賠償するものとする。

2.　第三者の行為によって被害が生じたときにおいても乙は、誠意をもってその解決に当たるものとする。

（報告及び調査）

第 21 条　甲は、この協定の実施に関し、必要に応じて乙に対して報告を求め又は調査のため、施設に立ち入ることができるものとする。

（地域への協力）

第 22 条　乙は、甲の地域における地域住民の福祉を増進するための振興対策等について、積極的に協力するものとする。

（違背時の措置）

第 23 条　甲は、乙がこの協定に違背したと認めたときは乙に対し必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

（協　　議）

第 24 条　次の事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(1)　この協定について疑義が生じたとき。

(2)　この協定に定める事項を変更しようとするとき。

(3)　この協定に定めのない事項。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

昭和 52 年 6 月 2 日

甲　　室蘭市長

乙　　北海道電力株式会社

（注）協定の改定経過

年　月　日	改　　定　　部	
５３．３．２０	第２条　（発電所の公害防止対策）	
	(２)　全文改定	
	(３)　一部改定	
１７．１２．９	第２条　（発電所の公害防止対策）	
	(１)　一部改定	※ 1
	(２)　全文改定	※ 2
	(３)　全文改定	※ 3

４．室蘭市環境基本条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 8 号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等
　第１節　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第７条―第９条）
　第２節　環境の保全及び創造に関する施策（第１０条―第２２条）
　第３節　民間団体等の行動を促進する施策（第２３条―第２７条）
　第４節　地球環境保全及び国際協力（第２８条―第２９条）
第３章　環境審議会（第３０条―第３１条）
附則

私たちのまち室蘭市は、北海道の南西部に位置し、太平洋に面して美しい断崖が続く半島部と北部の丘陵地帯からなっており、室蘭岳をはじめ地球岬や測量山周辺等には貴重な動植物などが見られ、豊かな自然に恵まれています。

また、明治５年に開港し、特定重要港湾に指定されている「室蘭港」と、その周辺部に立地する製鉄、製鋼、造船、石油精製などの基幹産業を軸に北海道屈指の「工業港湾都市」として発展してきました。

一方では公害が社会問題化し、市民運動の高まりや国の法整備等を受けて、公害防止協定を締結するなど市民、事業者、市が一体となって公害の低減に努めてきました。

しかしながら、今日の社会は、豊かさや利便性が向上した反面、私たちの日常生活や経済活動により、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を生み出し、これらによる環境への影響は、地域のみならず地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球的規模で広がりを見せ、今や、人類の生存する基盤としての地球環境を脅かすまでに至っています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を等しく享受できる権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する環境を、良好で快適かつ希望の持てるものとして次の世代へ引き継がなければなりません。

このため、私たちは、環境に大きな負荷を与えている現在の生活様式や経済活動を見直し、先人の知恵や歴史に学びながら、環境に配慮した行動を心がけて良好な環境の保全と快適な環境の維持及び創造に努めるとともに、本市でこれまで培われてきた技術等を活用して地球的視野からの環境保全への取組を進めることが大切です。

このような認識のもとに、私たちは、互いに協力しながら責任と役割を果たし、人と自然が共生する豊かな環境を守り、育んでいくことにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、ここに、室蘭市環境基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

３　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な社会の構築に向けて、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を認識し、自ら又は協働して積極的に取り組まなければならない。

３　地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域の取組として積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷が低減されるよう努めるとともに、その事業活動において、資源及びエネルギーの有効利用並びに環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第６条　市は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めなければならない。

３　市は、自らの事務及び事業に関し、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第２章　環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第１節　環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第７条　市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)　市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2)　人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3)　潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

(4)　環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）　環境の保全及び創造に関する長期的な目標

（2）　環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

（3）　前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、第30条に規定する室蘭市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第９条　市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

第２節　環境の保全及び創造に関する施策

（規制等の措置）

第１０条　市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（経済的負担）

第１１条　市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

（環境の保全及び創造に関する施設の整備等）

第 12条　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 13条　市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。
３　市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する産業の振興）

第１４条　市は、環境への負荷の低減に資する研究、技術及び製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興が図られるよう努めるものとする。

（自然環境の保全等）

第１５条　市は、野生生物の多様性を損なうことがないよう適正に保護するため、その生息環境の保全に努めるものとする。
２　市は、人と自然が共生する緑豊かな環境の確保を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
３　市は、河川、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（快適な生活空間の形成）

第１６条　市は、心の豊かさが感じられる快適な生活空間の形成を図るため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、美化の推進、歴史的遺産及び文化的遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究、監視等）

第１７条　市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるとともに、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。
２　市は、特に人の健康を損なうおそれがある物質等について、調査研究、監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第１８条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（協定の締結等）

第１９条　市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第２０条　市は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（滞在者等の協力）

第２１条　市は、旅行者その他の滞在者等に対し、市の実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力及び環境への負荷の低減を求めるため、必要な措置を講ずるものとする。

（施策の推進体制の整備）

第２２条　市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

第３節　民間団体等の行動を促進する施策

（民間団体等の意見の反映）

第２３条　市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の意見を反映するよう努めるものとする。

2　前項の場合において、市は、児童及び生徒の意見について配慮するものとする。

（環境学習の推進）

第２４条　市は、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

２　前項の場合において、市は、特に児童及び生徒に対する環境学習を積極的に推進するよう努めるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第２５条　市は、民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、助成その他の必要な支援に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第２６条　市は、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを民間団体等に適切に提供するよう努めるものとする。

（事業者の環境管理の促進）

第２７条　市は、事業者がその事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第４節　地球環境保全及び国際協力

（地球環境保全の推進）

第２８条　市は、地球温暖化防止その他の地球環境保全に資するため、民間団体等と協働して施策の積極的な推進に努めるものとする。

（地球環境保全に関する国際協力の推進）

第２９条　市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第３章　環境審議会

（室蘭市環境審議会）

第３０条　環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、室蘭市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（１）　環境基本計画に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

（組織等）

第３１条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

２　委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

３　審議会の委員は、環境に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

４　前３項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（室蘭市公害対策審議会条例の廃止）

２　室蘭市公害対策審議会条例（昭和４１年条例第３３号）は、廃止する。

○室蘭市環境審議会規則

平成２０年８月２６日
室蘭市規則第３８号

（趣旨）

第１条　この規則は、室蘭市環境基本条例（平成１８年条例第８号）第３１条第４項の規定に基づき、室蘭市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第５条　審議会に、専門事項の調査及び審議をするため、必要に応じ部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

４　前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、前条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、環境保全所管課において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成２０年１１月１日から施行する。

５．環境行政のあゆみ

昭和 33(1958).12　「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の制定
37(1962). 4　衛生課で公害業務始まる。
5　「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の制定
38(1963).12　市内１０ヵ所で硫黄酸化物（Pb02法）、降下ばいじんの測定開始　（北海道）
39(1964). 2　輪西支所で二酸化硫黄の自動測定開始　（北海道）
40(1965). 1　室蘭市大気汚染対策懇談会設置
41(1966). 6　衛生課に公害係新設
10　室蘭市公害対策審議会並びに同調査部会設置
11　室蘭市が「ばい煙の排出の規制等に関する法律」に基づく指定地域となる。(国)
12　御前水公園で二酸化硫黄の自動測定開始　（北海道）
42(1967). 8　「公害対策基本法」の制定　（国）
8　室蘭市公害対策審議会第１次答申
10　企画部に公害課公害係新設
12　細域汚染調査委託（２６ヵ所）　影響調査委託
43(1968). 6　祝津出張所、東支所で気象観測開始　（北海道）
6　「大気汚染防止法」の制定（「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の廃止）「騒音規制法」の制定
6　陣屋、白鳥台において気象観測開始　（室蘭市）
7　新日鉄体育館で二酸化硫黄の自動測定開始　（北海道）
9　室蘭市公害対策審議会第２次答申
12　室蘭市が「大気汚染防止法」に基づく指定地域となる。（国）
44(1969). 4　白鳥台で二酸化硫黄の自動測定開始　（室蘭市）
7　太田ビルで二酸化硫黄の自動測定開始　（室蘭市）
9　室蘭地区産業公害総合事前調査
10　「北海道公害防止条例」の制定
11　室蘭市が「騒音規制法」に基づく指定地域となる。（北海道）
12　日鋼アパートで二酸化硫黄の自動測定開始　（北海道）
45(1970). 2　「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正（室蘭市　K＝29.2→14.0）
10　日本石油精製㈱室蘭精油所と公害防止協定締結（増設）
11　室蘭市公害対策審議会第３次答申
12　「水質汚濁防止法」など公害１５法案の制定
12　「大気汚染防止法」に基づく指定地域制の廃止
12　「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の廃止
46(1971). 2　既存企業６社と公害防止協定締結
3　室蘭保健所に大気汚染監視テレメーター装置設置　（北海道）
5　室蘭市議会に公害対策特別委員会設置
6　「悪臭防止法」の制定
6　室蘭地先海域産業公害総合事前調査
7　「環境庁」の発足
7　市内４ヵ所で浮遊粒子状物質の自動測定開始　（北海道）
10　「北海道公害防止条例」の全部改正
12　「公害対策基本法」に基づく水質環境基準（健康項目）の設定
12　「環境衛生部」新設　　公害課に企画係、調査係設置
47(1972). 1　「公害対策基本法」に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定
1　「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正（室蘭市　K＝14.0→9.34)
4　「水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準を定める条例」公布（北海道　S47.10.1施行）室蘭港内外及びイタンキ海域が指定され、上乗せ排

水基準が適用される。
昭和 47(1972). 8　室蘭市民憲章制定
10　室蘭市公害対策審議会第４次答申
48(1973). 3　室蘭海域の水質環境基準類型指定　（北海道）
4　「公害対策部」新設　公害対策課に企画、調査、監視の３係設置
4　北洋相互銀行で一酸化炭素の自動測定開始　（室蘭市）
5　「公害対策基本法」に基づき大気の汚染に係る環境基準を設定
6　第１回環境週間　（国）
8　窒素酸化物第１次規制　（国）
10　「公害健康被害補償法」の制定
49(1974). 4　「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正（室蘭市　K＝9.34→6.42）
4　道の大気汚染監視テレメーター装置、室蘭市に移管される。
4　「大気汚染防止法」に基づく政令市に指定される。
4　「公害対策基本法」に基づく騒音環境基準の類型指定　（北海道）
6　「大気汚染防止法」一部改正　（総量規制の導入）
6　室蘭地域公害防止計画の策定指示　（国）
6　窒素酸化物第２次規制　（国）
7　「悪臭防止法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定　（北海道）
7　室蘭市公害対策審議会第５次答申
8　「室蘭をきれいにする市民運動実行委員会」設立、全市一斉清掃などの運動スタート
10　室蘭市公害監視センター落成
11　大気汚染監視テレメーター装置稼働　（室蘭市）
11　御前水公園及び新日鉄体育館において窒素酸化物及びオキシダントの自動測定開始
11　白鳥台及び太田ビルにおいて浮遊粒子状物質（光散乱法）の自動測定開始
50(1975). 3　公害対策特別委員会（室蘭市議会）を廃止
4　「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正（室蘭市　K＝6.42→4.67）
5　室蘭市議会に公害・防災対策特別委員会設置
6　室蘭市公害防止協定に基づく大気汚染防止計画の変更
51(1976). 2　室蘭地域公害防止計画承認（50～54年度）　（国）
6　「振動規制法」の制定
10　「悪臭防止法」に基づく規制３物質追加
10　生活環境部公害対策課となる。
12　「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物の排出基準改正（室蘭市　K＝4.67→4.5 ）
52(1977). 6　窒素酸化物第３次規制　（国）
6　北海道電力と公害防止協定締結
53(1978). 2　実行委員会を発展的に解消し、「室蘭をきれいにする市民運動推進協議会」を設立
3　「振動規制法」に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定　（北海道）
7　「公害対策基本法」に基づく二酸化窒素の環境基準改定　（国）
7　室蘭市公害防止協定に基づく大気汚染防止計画の更新
54(1979). 1　「北海道環境影響評価条例」の制定　（北海道）
3　公害・防災対策特別委員会（室蘭市議会）の廃止
4　陣屋測定局新設　（佐々木商店から機器移設）
7　市民生活部公害防災課となる。（公害関係は２係となる。）
55(1980). 8　白鳥台測定局新設　（本室蘭小学校から機器移設）
56(1981). 3　新室蘭地域公害防止計画承認（55～59年度）　（国）
4　環境衛生部公害防災課となる。
57(1982).12　「スパイクタイヤ問題庁内連絡会議」開催
59(1984). 1　「北海道スパイクタイヤ使用自粛指導に関する実施要綱」の制定

（北海道　S59.4.1 施行）

昭和 59(1984). 4　市内４ヵ所においてスパイクタイヤ粉じんに係る調査開始
5　陣屋において酸性雨の自動測定開始（61年度まで）
61(1986). 2　陣屋において浮遊粒子状物質（β線吸収法）の自動測定開始
62(1987). 4　公害監視センターにおいて酸性雨の自動測定開始（陣屋から移設）
7　生活環境部生活環境課となる。（公害関係１係となる。）
10　室蘭市公害対策審議会条例の一部改正（同審議会を非常設とする。）
63(1988). 4　市民生活部生活環境課となる。
5　「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の制定
11　スパイクタイヤ等装着率調査開始
12　陣屋西測定局新設　（国道37号線白鳥新道改良工事に伴い陣屋局廃止）

平成 1(1989). 2　「北海道環境管理計画」の策定　（北海道）
10　「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」の制定　（北海道）
11　ゴルフ場で使用される農薬による養殖魚等のへい死事故の発生
2(1990). 2　公害監視センター及びだんパラ高原スキー場において酸性雪の調査開始
3　「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の制定
（北海道 H2.4.1 施行）
3　室蘭市公害対策審議会に大気汚染常時監視測定体制の見直しについて諮問
4　市民生活部市民生活課となる。
5　「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」
の策定（国）
5　公害監視センターでの酸性雨自動測定（１時間値）を１降雨の平均値
（道環境研方式）に変更
6　「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定（国）
10　「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」の制定（室蘭市）
11　室蘭市公害対策審議会答申（大気汚染常時監視測定体制の見直しについて）
11　「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」及び「北海道リゾート開発指針」の策定
（北海道）
3(1991). 1　室蘭ゴルフ倶楽部と「農薬等の使用に関する協定書」を締結
3　「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針（暫定版）」の策定（北海道）
4　国内大手タイヤメーカーのスパイクタイヤ販売中止
7　市民生活部環境室環境対策課となる。（係制廃止）
8　公害対策基本法に基づく「土壌の汚染に関する環境基準」の設定　（国）
9　だんパラ高原スキー場において酸性雨の調査開始
4(1992). 3　室蘭市公害対策審議会答申（大気汚染常時監視測定体制の見直しについて）を
受けて、測定局統廃合
・　日鋼アパート、輪西地区サービスセンター、太田ビル、北洋相互銀行の４
局→廃止
・　東地区サービスセンター、中小企業センターの２局→設置
6　ブラジルで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（国）
12　「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく指定地域となる。
（H5.3.1より）
5(1993). 3　水質汚濁に係る環境基準及び地下水の評価基準の改正並びに要監視項目の設定
（国）
3　「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針」の策定　（北海道）
4　「ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに係る大気環境指針(暫定値)」の制定（国）
4　「環境アドバイザー」制度の創設　（北海道）
8　「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正　（国）
11　「環境基本法」の制定（「公害対策基本法」の廃止）　（国）
6(1994). 2　「土壌の汚染に係る環境基準」の一部改正　（国）
3　「水質汚濁防止法第３条第３項に基づく排水基準を定める条例」の一部改正
（北海道）
3　「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措
置法」の制定　（国）

平成6(1994)．3　「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の制定　（国）
7　「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境指針」の策定（北海道）
12　「環境基本法」に基づく「環境基本計画」を閣議決定　（国）
7(1995)．4　公害監視センター及び環境対策課を市民会館（輪西）内に移転する。
前公害監視センター（蘭西下水ポンプ場屋上）で測定していた降下ばいじん、硫黄酸化物（Pb02）及び酸性雨雪については、測定点名を「蘭西下水ポンプ場」に変更
5　陣屋西局移設（陣屋日石公園内へ）、８月より「陣屋日石公園局」として本測定開始
5　「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の制定　（国）　H9.4.1施行
有害大気汚染物質対策始まる。ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝを指定物質とする。
8(1996)．6　「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の制定　（国）　H9.4.1施行
10　「北海道環境基本条例」の制定　（北海道）
9(1997)．2　「ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝによる大気の汚染に係る環境基準」を設定　（国）
6　「環境影響評価法」の制定　（国）
8　「大気汚染防止法」に基づく政省令改正　（国）　H9.12.1施行
ダイオキシン類を有害大気汚染物質の指定物質に追加。
10(1998)．3　「北海道環境基本計画」の策定　（北海道）
4　輪西町(市民会館)において、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ等有害大気汚染物質の調査を開始。
9　「騒音に係る環境基準」告示（国）　H11.4.1施行
10　「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布（国）
11(1999)．7　「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（国）　H12.1.15施行
7　「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」いわゆる「ＰＲＴＲ法」公布（国）
12(2000)．2　「自動車騒音の大きさの許容限度」の一部改正
6　「北海道地球温暖化防止計画」の策定　(北海道)
6　「循環型社会形成推進基本法」の制定　(国)　H12.6.2施行、一部H13.1.6施行
13(2001)．4　「ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝによる大気汚染に係る環境基準」の設定　(国)
6　「水質汚濁防止法」に基づく政省令改正　(国)　H13.7.1施行
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物亜硝酸化合物及び硝酸化合物を有害物質に追加。
14(2002)．2　「室蘭市役所エコオフィスプラン（環境保全率先実行計画）」を策定
4　旧市民会館で測定していた降下ばいじん、硫黄酸化物(二酸化鉛法)について、新日鉄体育館局に移転する。
5　「土壌汚染対策法」の制定　（国）
8　公害監視センター及び環境対策課を清掃事業所（御崎町）内に移転する。
15(2003)．3　「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の制定　（北海道）
7　生活環境部環境対策課となる。
7　「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定(国)
11　「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」公布（国）
11　環境基本条例・環境基本計画策定のための「室蘭市環境市民会議」（委員25名）設置。
16(2004)．6　「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定（国）
7　「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置（北海道）
12　「北海道再生品利用拡大方針」の策定及び「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱（リサイクル製品認定制度）」の創設（北海道）
17(2005)．1　「自動車リサイクル法」本格施行（国）
2　「京都議定書」の発効（国）
3　「室蘭地域環境保全連絡会議」発足

平成17(2005).	5	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（国）
	6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（国）
	6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行（国）
	6	「湖沼水質保全特別措置法」の改正（国）
	7	「石綿障害予防規則」施行（国）
	7	「アスベスト問題対策連絡会議」設置
	9	「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」の設置（北海道）
	11	「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」締結（日本環境安全事業(株)北海道事業所、北海道、室蘭市）
	12	「北海道循環資源利用促進税条例」の制定（北海道）
18(2006).	2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定（国）
	2	「大気汚染防止法」の一部改正(アスベスト規制対象拡大強化)（国）
	2	「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」の制定（北海道）
	3	「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の一部改正（国）
	3	「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の策定（北海道）
	3	「室蘭市環境基本条例」の制定
	9	「石綿障害予防規則」の一部改正（国）
	10	「大気汚染防止法施行令及び施行規則」の一部改正(アスベスト含有製品の定義を0.1%超へ拡大、規制強化)（国）
	10	「北海道循環資源利用促進税条例」の施行（北海道）
	12	「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」作成（北海道）
19(2007).	1	東地区測定局移設（東サービスセンター内から寿町職員住宅へ）
	2	大気汚染常時監視テレメータシステム更新
	2	「第２期室蘭市役所エコオフィスプラン（環境保全率先実行計画）」を策定
20(2008).	3	「北海道環境基本計画[第２次計画]」の策定（北海道） 苫小牧地方環境監視センターの廃止（北海道）
	5	「北海道PCB廃棄物処理施設」の操業開始
	5	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正（国）
	6	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（国）
	7	「北海道洞爺湖サミット」開催（国）
	8	「室蘭市環境審議会規則」施行
	11	「室蘭市環境審議会」設置、「室蘭市公害対策審議会条例」の廃止
21(2009).	3	「室蘭市環境基本計画」の策定
	3	「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定（北海道） 「北海道環境行動計画（どうみんグリーンアクション）」の策定（北海道）
	6	「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の改正（北海道）
	9	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（国）

平成21年度版 むろらんの環境

平成22年2月発行
編集発行　室蘭市生活環境部環境対策課

室蘭市御崎町1丁目75番地の7
TEL　０１４３－２３－２２２５
FAX　０１４３－２３－２２２１
E-mail　kankyou@city.muroran.lg.jp

※本書についてご意見・ご感想などございましたら上記へお寄せ下さい
本書は室蘭市のホームページからもご覧いただけます。
http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/kanmoku1.html